

令和7年度社会福祉推進事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律  
及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の  
遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業

報 告 書

令和8年3月

株式会社日本総合研究所



行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく  
火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業 報告書

目次

I. 背景・目的.....	1
II. 調査の方法 .....	3
(1) 自治体ヒアリング調査 .....	3
(2) 関係機関ヒアリング調査.....	3
(3) 自治体概況把握調査「引取り手のない遺体・遺骨に関する事務マニュアル等に関する調査」 .....	4
(4) 住民調査「これからの弔(とむら)い」についてのアンケート .....	5
III. 調査実施体制 .....	7
IIII. 調査結果.....	8
1. 自治体ヒアリング調査 および 関係機関ヒアリング調査.....	8
(1) 個々の対応を円滑化するための日頃からの関係機関の取組.....	8
(2) 死亡前の時点での医療機関や自治体等の動き .....	10
(3) 死亡後の医療機関や自治体等の動き .....	12
2. 自治体概況把握調査「引取り手のない遺体・遺骨に関する事務マニュアル等に関する調査」 .....	16
(1) 内規やマニュアルの有無、活用状況 .....	16
(2) 厚生労働省・法務省の手引の活用状況.....	20
(3) 身寄りのない方の終末期や死後の対応に備えた終活支援のための事業の有無.....	22
(4) 引取り手のないご遺体・遺骨について.....	22
3. 住民調査「「これからの弔(とむら)い」についてのアンケート」 .....	25
(1) 回答者属性.....	25
(2) 親族が火葬できない方の弔いについて.....	35
(3) 今後の弔いのあり方について .....	42
(4) 自身の将来の備えの状況について .....	47
V. 今後の課題と対応の方向性.....	57
1. 調査結果のまとめ.....	57
(1) 引き取り手のないご遺体の発生まで .....	57
(2) 引き取り手のないご遺体の火葬まで .....	57
(3) 引き取り手のないご遺体の火葬後.....	57
2. 今後の対策 .....	58
(1) 関係機関の事前の連携 .....	58
(2) マニュアルの整備.....	58

3. 調査全体の総括並びに今後の課題.....	58
(1) 自治体の課題について .....	58
(2) 社会的な課題について .....	59
巻末資料：引取り手のない遺体・遺骨に関する事務マニュアル等に関する調査（見本） .	61
巻末資料：「これからの弔(とむら)い」についてのアンケート（見本） .....	65

## 1. 背景・目的

引き取り手のないご遺体等については、法令上、所在地又は死亡地の市町村が火葬等を行うこととされているが、その際の親族調査やご遺体の保管等については統一的なルールがなく、対応に苦慮するケースがあるとの指摘がある。こうした指摘を踏まえ、地方自治体における引き取り手のないご遺体等の取扱いについて実態を把握するため、令和6年度社会福祉推進事業「行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業」において、自治体が火葬等関連事務を行った場合の実態や課題に関する調査研究事業を実施した。

令和6年度調査では以下の点が把握できた。

### ① 自治体による火葬の件数や地域による違い

墓地埋葬法9条並びに行旅死亡人法に基づき自治体が行う火葬、並びに生活保護法の葬祭扶助を適用する場合の対応について、地域差が大きいことが明らかになった。引き取り手のない遺体・遺骨に関する事務がほとんど発生しない自治体が多数を占める一方、人口が多いうえに親族との関係が希薄な住民も多い政令市や特別区では桁違いの数となっていた。また、引き取り手のない遺体・遺骨に関する自治体の事務は、人口規模などの単純な地域属性だけでなく、親族関係や近所づきあいなどの度合い、遺体の保管設備や火葬場などの地域資源の違い、葬送・拾骨・埋葬の文化の違いなど、地域特性を踏まえて、さまざまな方法で行われていることが明らかになった。

### ② 自治体の感じている課題

自治体職員に対するヒアリングからは、引き取り手のないご遺体の火葬について、①親族とのやり取りなどの「対個人の課題」、②同じ自治体の部署間、また関連する警察・医療機関・介護施設等との事務分担に関する「対組織の課題」、③妥当な親族調査の範囲や火葬までの期間などの社会的な基準に関する「対社会の課題」が抽出された。

令和7年度は、自治体の抱える課題のうち、主に②対組織の課題、③対社会の課題について、関係機関も含めた追加的な調査を実施した。また、今後の施策の参考とするために、自治体が現在使用しているマニュアルや書式に関する調査や、弔いに関する住民の意識調査を実施した。

<令和6年度調査結果の詳細化>

#### ① 自治体ヒアリング調査

令和6年度調査より整理した火葬、ご遺骨・遺留金品の対応にかかる全体の手続きの流れについて、再度自治体にヒアリングを実施し、課題や、困難が生じる点などについて確認をした。また、関係機関との連携についても明らかにした。

#### ② 関係機関ヒアリング調査

引き取り手のない可能性のある方の死亡は、医療機関や自宅等で発生する。そのため、医療機関や警察が最初に引き取り手のない可能性のあるご遺体を扱うことになり、そこから自治体へと引き継がれる。例えば親族の有無を、どの機関がどの程度調査するか、遺留金品をどの程度引き取るのか等についての課題を明らかにするために、医療機関および警察へのヒアリングを実施した。

なお、岐阜県美濃加茂市については、①と合わせ、地域包括支援センター、医療機関、葬儀社に同日にヒアリングを行い、引き取り手のないご遺体の取り扱いに関する一連の動きや連携について尋ねた。

<今後の施策の参考とするための調査>

#### ③ 自治体概況把握調査「引取り手のない遺体・遺骨に関する事務マニュアル等に関する調査」

令和6年度調査報告書では自治体内での事務に関するマニュアル等の整備（業務の進め方や必要な書面やコミュニケーション方針）の有用性について言及した。また、厚生労働省では、令和7年7月と、令和7年10月に「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」を、令和7年7月と、令和7年10月に改訂している。これらを踏まえた、各自治体におけるマニュアルの整備状況や、手引きの活用状況について把握するため、調査を実施した。

#### ④ 住民調査「「これからの弔(とむら)い」についてのアンケート」

令和6年度調査においては、自治体が、連絡すべき親族の範囲や火葬までの期間、また火葬後のご遺骨の取り扱いについて、現実的な制約（保管場所等）と、親族等とのトラブルの可能性の間で悩んでいることが明らかになった。有識者からは、ライフスタイルの変化に伴って弔いのあり方についても新たな秩序が求められていること、また地域によって弔いの過程は異なることが指摘された。地域において、「弔い」について住民が持っている意識を把握することは、地域における弔いの秩序を見出し、引き取り手のないご遺体を弔う際に適切な手続きに関する目安となりうる。対象地域における調査結果を得ることに加えて、意識調査の手順や項目についてのひな形を提供することを目的として本調査を実施した。

## II. 調査の方法

### (1) 自治体ヒアリング調査

#### ① 調査対象自治体

特別区	東京都杉並区（保健福祉部杉並福祉事務所）
一般市	埼玉県行田市（福祉課）、岐阜県美濃加茂市（市民福祉部福祉課、市民福祉部高齢福祉課、建設水道部都市計画課）
町村	神奈川県二宮町（福祉部高齢介護課高齢福祉班、福祉保険課福祉・障がい者支援班）

#### ② 調査実施時期

令和7年7月2日～8月19日

#### ③ ヒアリング項目

- 1) 火葬、ご遺骨・遺留金品の対応にかかる全体の手続きの流れ  
（令和6年調査結果の確認）
- 2) 各段階・内容において困難が生じる・迷う点
- 3) 困難が生じる・迷う点に対応して設けている独自基準など
- 4) 関係機関との連携について

### (2) 関係機関ヒアリング調査

#### ① 調査対象

##### 医療機関

愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院	（愛知県江南市）
社会医療法人厚生会中部国際医療センター	（岐阜県美濃加茂市）
特定医療法人清仁会のぞみの丘ホスピタル	（岐阜県美濃加茂市）

##### 地域包括支援センター

美濃加茂市中部長寿支援センター	（岐阜県美濃加茂市）
美濃加茂市東部長寿支援センター	（岐阜県美濃加茂市）
美濃加茂市西部長寿支援センター	（岐阜県美濃加茂市）

##### 葬儀社

有限会社セレモたなか	（岐阜県美濃加茂市）
------------	------------

##### 警察

警察庁 刑事局捜査第一課 検視指導室

#### ② 調査実施時期

令和7年7月2日～10月9日

### ③ ヒアリング項目

- 1) 引き取り手のない可能性のあるご遺体に関する課題
- 2) 自治体との連携のあり方について

### (3) 自治体概況把握調査「引取り手のない遺体・遺骨に関する事務マニュアル等に関する調査」

引き取り手のないご遺体等の取扱いの事務の詳細（マニュアルの整備状況や記載内容）について、全国の状況を把握するためのアンケート調査を実施した。

#### ① 調査対象

福祉事務所設置自治体（生活保護法の担当）  
市区町村（墓地、埋葬等に関する法律<sup>1</sup>、行旅病人及行旅死亡人取扱法<sup>2</sup>の担当）

#### ② 調査実施時期

令和7年12月9日～令和8年1月16日

#### ③ 調査方法

厚生労働省から事務連絡とともにインターネット上の調査票 URL を配布  
インターネット上の調査票に入力しての回答

#### ④ 調査内容

- ・ 事務マニュアル等の活用状況、マニュアル等の内容
- ・ マニュアルの作成時期
- ・ 親族の探索・連絡にかかる時間
- ・ 「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（厚生労働省、令和7年7月改訂版、令和7年10月改訂版）を参照しているか
- ・ 「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（厚生労働省、令和7年7月改訂版、令和7年10月改訂版）に記載されている預貯金を金融機関から引き出す際の様式を使用したことがあるか
- ・ 身寄りのない方の終末期や死後の対応に備えた終活支援のための事業の有無
- ・ 引き取り手のないご遺体・ご遺骨についての課題、都道府県や国に期待すること

### ⑤ 回収状況

回収数 1,424 件

うち集計対象外としたもの 14 件

有効回収数 1,257 件

※自治体名・部署名が一致し、回答内容もほぼ一致していることから重複回答と

---

<sup>1</sup> 以下、本稿では「墓地埋葬法」又は「墓埋法」と表記することとする

<sup>2</sup> 以下、本稿では「行旅死亡人法」又は「行旅法」と表記することとする

みられるものは集計対象外とした。

※福祉事務所設置自治体を調査対象としているが、福祉事務所ごとに回答があった場合についても、県単位での回答と重複していない限り集計対象に含めた。

	件数	% (n=1,257)
墓地埋葬法9条に関する事務の担当部署	851	67.7%
行旅死亡人法に関する事務の担当部署	968	77.0%
生活保護法に関する事務の担当部署	868	69.1%

※ 上記3法を所管する部署が複数にまたがる場合はそれぞれから回答を得たため、一自治体からの回答は1～4件となる。

回答のあった自治体数は自治体番号をもとに名寄せすると約1,025。

#### (4) 住民調査「これからの弔(とむらい)」についてのアンケート

##### ① 調査方法

郵送による配布・回収

##### ② 調査実施時期

令和7年11月5日～11月28日(締切日) ※11月末日到着分まで集計対象とした

##### ③ 調査対象

神奈川県横須賀市及び岐阜県美濃加茂市の協力の下、住民基本台帳等より調査対象者を各市1,000人(50代、60代、70代、80代の男女各125人ずつ)無作為に抽出した。ただし横須賀市の50～64歳については介護保険の要介護認定を受けている人のなかから抽出した。

##### ④ 回答率

全体の回答率は18.5%で、横須賀市では15.3%、美濃加茂市では21.6%だった。

図表1 全体の回答率

		50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～89歳	無回答	合計
男性	配布数	250	250	250	250	-	1000
	回答数	32	36	57	52	0	177
	回答率	12.8%	14.4%	22.8%	20.8%		17.7%
女性	配布数	250	250	250	250	-	1000
	回答数	41	41	52	44	0	178
	回答率	16.4%	16.4%	20.8%	17.6%		17.8%
答えたくない	回答数	0	1	0	0	1	2
無回答	回答数	0	0	0	2	10	12
合計	配布数	500	500	500	500	-	2000
	回答数	73	78	109	98	11	369
	回答率	14.6%	15.6%	21.8%	19.6%		18.5%

図表 2 横須賀市の回答率

		50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳~89歳	無回答	合計
男性	配布数	125	125	125	125	-	500
	回答数	15	15	26	22	0	78
	回答率	12.0%	12.0%	20.8%	17.6%		15.6%
女性	配布数	125	125	125	125	-	500
	回答数	12	12	23	22	0	69
	回答率	9.6%	9.6%	18.4%	17.6%		13.8%
答えたくない	回答数	0	1	0	0	0	1
無回答	回答数	0	0	0	1	4	5
市合計	配布数	250	250	250	250	-	1000
	回答数	27	28	49	45	4	153
	回答率	10.8%	11.2%	19.6%	18.0%		15.3%

図表 3 美濃加茂市の回答率

		50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳~89歳	無回答	合計
男性	配布数	125	125	125	125	-	500
	回答数	17	21	31	30	0	99
	回答率	13.6%	16.8%	24.8%	24.0%		19.8%
女性	配布数	125	125	125	125	-	500
	回答数	29	29	29	22	0	109
	回答率	23.2%	23.2%	23.2%	17.6%		21.8%
答えたくない	回答数	0	0	0	0	1	1
無回答	回答数	0	0	0	1	6	7
市合計	配布数	250	250	250	250	-	1000
	回答数	46	50	60	53	7	216
	回答率	18.4%	20.0%	24.0%	21.2%		21.6%

## ⑤ 調査内容

調査名 「これからの弔い」についてのアンケート

- ・ 基本属性（年齢、性別、婚姻、子の有無、家族構成、出身、経済的な暮らし向き）
- ・ 健康状態（主観的健康、介護・介助の必要性、1年以内の健康状態の変化（自分・家族など身近な人））
- ・ 人づきあいや外出（外出頻度、人づきあい、日常生活の情報源）
- ・ 親族が火葬できない方の弔いについて（望ましい火葬のタイミング、親族への葬儀・火葬に関する意向確認の必要性、火葬前に連絡すべき親族の範囲、火葬をする人がいない場合の費用の負担）
- ・ 火葬後の弔いについて（ご遺骨の取り扱い、望ましい保管の期間）
- ・ 今後の弔いについて（弔いにおいて大切なこと、自身の死後の葬儀や法要を行ってほしい人、自身の死後の納骨や墓参りを行ってほしい人）

- ・ 将来の備えの状況（意思伝達ができない状態で救急搬送された場合の連絡手段の用意の有無、用意のない理由、備えを始めるべき年代、備えるにあたって重視すること、備えるにあたって自治体に期待すること、葬儀の方法や場所を決めているか、墓が決まっているか）

### III. 調査実施体制

#### 事務局

株式会社日本総合研究所

創発戦略センター	シニアスペシャリスト	沢村 香苗
創発戦略センター	マネジャー	辻本 まりえ
創発戦略センター		竜石堂 未来
調査部	副主任研究員	岡元 真希子

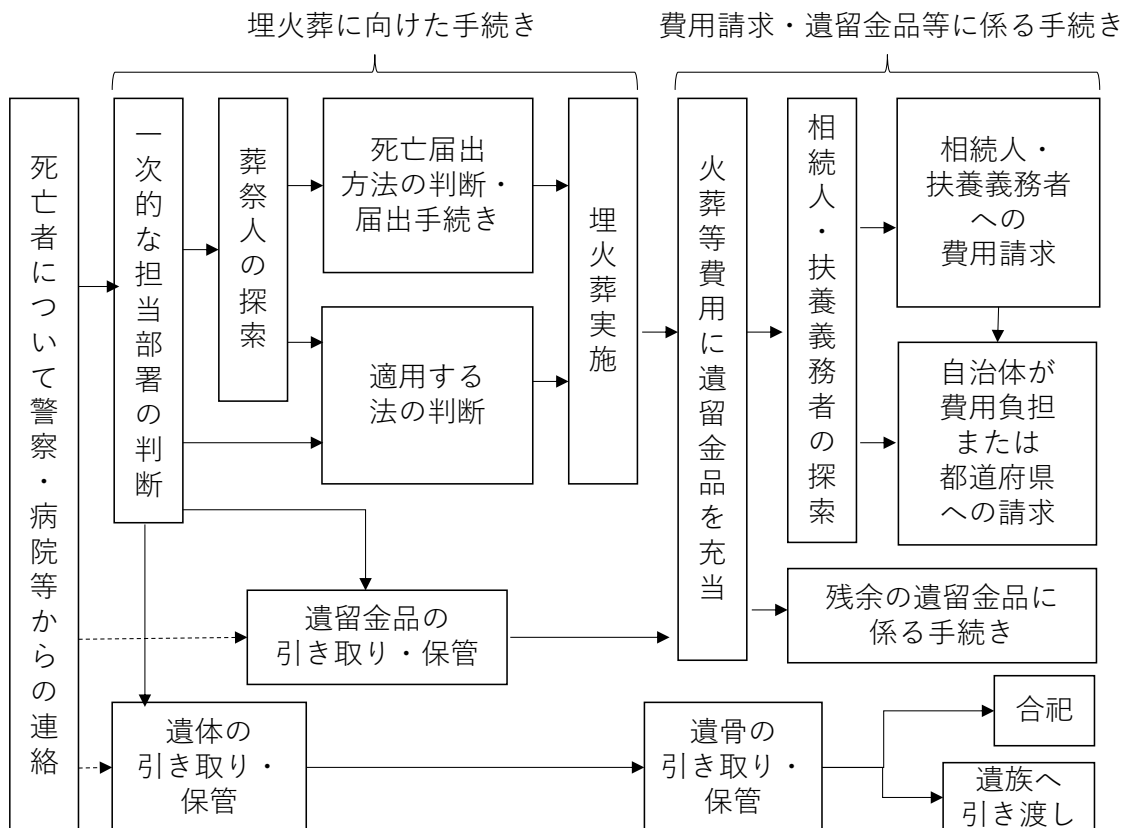
#### オブザーバー

厚生労働省	社会・援護局	保護課	（行旅死亡人法・生活保護法）
厚生労働省	健康・生活衛生局	生活衛生課	（墓地埋葬法）

### III. 調査結果

#### 1. 自治体ヒアリング調査 および 関係機関ヒアリング調査

図表 4 引き取り手のない遺体・遺骨にかかる自治体の対応フローの一例<sup>3)</sup>  
(令和6年度調査の再掲)



#### (1) 個々の対応を円滑化するための日頃からの関係機関の取組

まず、令和6年度調査で把握しきれなかったものとして、引き取り手のないご遺体の取り扱いに関し、予防的観点からの取り組みや、地域における関連機関の協力体制の構築についてヒアリングで言及されたことを記述する。

#### ① 引き取り手のないご遺体の取り扱いを円滑にするための取り組み・体制づくり

##### a) 死後に引き取り手のない可能性のある方の把握と事前の情報把握・意向確認

避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）に登録されている独居高齢者のうち、緊急連絡先を引き受ける親族がないことを把握した場合、地域包括支援センターや高齢者担

<sup>3)</sup> 令和6年度社会福祉推進事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業

当課から本人に連絡する。緊急時について本人と話し、頼れそうな親族を探索したり、死後事務委任契約を結んでもらったりする。また、地域包括支援センターや民生委員、ケアマネジャーには、身寄りがない方を把握したら高齢者担当課に連絡するよう伝えている。(自治体ヒアリング)

医療機関においても、親族のいない方については、自治体も含めて亡くなった際の段取りを確認している事例があった。(医療機関ヒアリング)

#### **b) 既存事業で築いた連携を活用した、本人の状態変化への対応**

既存事業を行う中で地域のネットワークを形成しており、身寄りのない方の場合、訪問看護事業所が賃貸住宅の入居者について 24 時間 365 日の見守りを行い、状態の変化があれば医療機関が適切な医療機関につなぐ役割を担う。また社会福祉協議会がエンディングノートや死後の家財処分等に関する終活の対応を行う予定である。(自治体ヒアリング)

### **② 組織間で共有できるマニュアルやガイドラインの活用**

今回のヒアリングでは、以下のマニュアル・ガイドラインについて言及があった。

#### **a) 都道府県による事務の手引き(墓地埋葬法 9 条に関するもの)**

都道府県が事務の手引きを定めることによって、引き取る親族がいないと判断する要因といった、市区町村が苦慮する点の基準が明らかとなり、都道府県への費用請求が円滑であるという事例があった一方で、費用請求の基準が厳しく設定されていることで請求がしにくいという事例もあった。

#### **b) 複数の医療機関によるガイドライン**

「身寄りがない人で意思決定が困難な人への支援に関する地域医療機関ガイドライン」

(JA 愛知厚生連 江南厚生病院 病病連携会議 令和 6 (2024) 年 12 月)

複数の自治体から患者を受け入れている医療機関で、引き取り手のないご遺体が発生した場合、墓地埋葬法 9 条を適用するのであれば医療機関の所在地の取り扱いとなる。しかし、本人が生活保護受給者であったり、自治体の方針等によっては、患者の住所地での取り扱いとなることがある。自治体によって窓口や対応が様々であるため、あらかじめガイドラインを定めることによって対応を円滑にしている事例があった。

#### **c) 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班、2019 年 5 月)**

死後ではなく、生前に身寄りのない方について医療機関から相談があった際に、このガイドラインを参考に、組織間での役割分担を行っているという事例があった。

## (2) 死亡前の時点での医療機関や自治体等の動き

頼れる親族がない可能性のある方に関する、死亡前の医療機関や自治体等の動きについて尋ねた。警察は死亡してから関与するが、医療機関は入院した時点で、患者が死亡した際に引き取り手がないことを予見でき、自治体や地域包括支援センターに相談することがある。なお、令和6年度調査においては、事前に把握できて助かるとした自治体と、対応できないことがなく困るとした自治体があった。今回のヒアリングからは、図表4に示した、亡くなった後に発生する手続きについて、一部は亡くなる前に着手が可能であることが示唆された。

### ① 親族の有無に関する情報確認（図中「葬祭人の探索」関連）

地域包括支援センターへのヒアリングでは、亡くなる前に医療機関から親族の有無等について確認の連絡が入ることがあり、これまで関わりのある人であれば、親族の有無などを把握しているケースもあるので、葬祭人の探索が容易になることがある。しかしこれまで関わりのない人であれば情報がないため対応が難しいという意見があった。

医療機関へのヒアリングでは、入院時に身元が不明な方の場合は、警察と連携し、警察が所持品や写真等から身元を調べて判明することもあった。医療機関も、受診歴から、同じ住所や電話番号の親族がいないかを確認していることが聞かれた。

ある自治体では、身寄りの有無が不明な方が亡くなりそうなことを事前に把握した場合、老人福祉法5条の4<sup>4</sup>によって、亡くなる前に戸籍を調査し、親族に連絡をしていた。

### ② 亡くなった後の手続きの準備（図中「遺体の引き取り・保管」関連）

医療機関へのヒアリングでは、身寄りのない方が休日に亡くなる見通しの時、自治体への連絡は死亡に先立って行い、あらかじめ、亡くなった際にどの葬儀社に連絡するか等につい

---

#### <sup>4</sup> 老人福祉法5条の4：(福祉の措置の実施者)

第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号の規定により入所している六十五歳以上の者又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している六十五歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

て担当者と申し合わせておくという例があった。依頼する葬儀社が決まっていれば、土日祝日であっても医療機関から葬儀社に連絡してご遺体を引き取ってもらうことが可能になり、医療機関でご遺体を保管する必要がないからである。

### ③ 亡くなった後の手続きの準備（図中「一次的担当部署の判断」「適用法の判断」関連）

自治体へのヒアリングでは、頼れる親族がいない可能性のある方に関する方について医療機関から相談があった場合、生活保護につなげられるかどうかを判断するためにケースワーカーが医療機関に赴いて経済状況を聞き取り、生活保護につなげられるかどうかを判断している事例があった。

ここまでは、令和6年度調査においては把握できなかった、亡くなる前の動きについて補完した。ここからは、亡くなった後の

図表4における手続きについて、特に対組織の課題に関して追加で明らかになったことについて記載する。

図表5 引き取り手のない遺体・遺骨について自治体を感じている課題<sup>5</sup>

	死亡連絡～火葬判断	火葬判断～火葬	火葬後
対個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体引き取りに関する親族との折衝（内容、書面、方法、コミュニケーション技術等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届出人の決定に関する親族との折衝（内容、書面、方法、コミュニケーション技術等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用支払いや遺骨・遺留品の引き取りに関する親族との折衝（内容、書面、方法、コミュニケーション技術等）</li> </ul>
対組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体内での担当部署の決定</li> <li>警察・医療機関・介護施設との事務分担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届出人の決定に関する組織間調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関からの預金引き出しの交渉</li> <li>都道府県との費用分担</li> </ul>
対社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>妥当な親族調査の範囲や火葬までの期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拾骨の範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺骨の個別保管の要否・期限</li> <li>納骨の方法</li> <li>遺留品の保管の要否・期限</li> </ul>

<sup>5</sup> 令和6年度社会福祉推進事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業

### (3) 死亡後の医療機関や自治体等の動き

頼れる親族がない可能性のある方に関する、死亡後の医療機関や自治体等の動きについて尋ねた。

#### ① **死亡者について警察・病院等からの連絡**

自治体が火葬等関連事務を行う場合、墓地埋葬法第9条、行旅死亡人法又は生活保護法のいずれに基づいて当該事務を行うのかに応じて、それぞれの担当課が手続きを進めることとなる。おおむね、生前に生活保護を受給していた場合は生活保護法、生活保護を受給しておらず身元が判明しているが引き取り手がない場合は墓地埋葬法第9条、身元が判明していない場合は行旅死亡人法、という基準で事務分掌を決めていることが多い(令和6年度調査)。医療機関や警察等からみて、引き取り手のないご遺体が発生した場合に、自治体外部から、また自治体内部でも、どの部署に連絡するかがわかりにくいという課題が指摘されている。

#### ② **自治体内での所管部署の明確化**

医療機関や警察など、引き取り手のないご遺体を扱うことになった機関すべてに担当課を周知することは困難であるため、第一報は普段その機関と接点のある部署に入るとして、自治体内で最終的に担当課に集約されるためのフローチャートを整備するほうが有効という意見があった。(自治体ヒアリング)

自治体と医療機関があらかじめ、引き取り手のない方やそのご遺体に関する対応を取り決めている例もあった。(自治体ヒアリング、医療機関ヒアリング)

特に、「身寄りがない人で意思決定が困難な人への支援に関する地域医療機関ガイドライン」(JA 愛知厚生連 江南厚生病院 病病連携会議 令和6(2024)年12月)(図表6)では、複数の自治体における担当課を整理し、何をするかを明記している。

図表 6 地域医療機関ガイドラインにおける行政窓口の整理の例

7. 近隣行政の対応一覧		
<p>医療機関は、以下の行政窓口時間帯に応じた相談対応をすることができる。</p> <p>○本人の年齢や状況に応じた「担当課」に連絡する。</p> <p>①本人情報を伝えた上で、②お迎えの時間 ③死亡診断書の対応 など相談すること。</p> <p>○事前協議がある場合は、指定されている葬祭業者に連絡をし、遺体の引き取りを依頼する。</p>		
行政	月～金曜日:8:30～17:15	休日・時間外
共通	<p>・担当課に連絡</p> <p>・連絡した担当者の名前、連絡先を伝える</p> <p>・以下の情報を伝えて対応を相談する</p> <p>【確認事項】</p> <p>①本人情報</p> <p>②葬祭業者・お迎えの時間</p> <p>③死亡診断書の受け渡し</p>	<p>連絡時間は原則8:30～17:15とする</p> <p>17:15～翌日8:30の時間帯は医療機関内で遺体を安置できるようにする</p> <p>【行政当直者への連絡内容】</p> <p>・連絡した担当者の名前、連絡先</p> <p>・連絡を取りたい担当課</p> <p>・担当者とは左記【確認事項】を相談</p> <p>*緊急時は病院の判断で連絡する</p>
江南市	<p>0587-54-1111(代表)</p> <p>■すべての対象者(内線456)</p> <p>ふくし支援課 生活ふくしグループ</p>	0587-54-1111(代表)
犬山市	<p>0568-61-1800(代表)</p> <p>■65歳以上:0568-44-0325</p> <p>高齢者支援課 高齢福祉担当</p> <p>■64歳以下:0568-61-1176</p> <p>健康推進課 保健センター</p> <p>■生活保護者:0568-44-0320</p> <p>福祉課 庶務・生活保護担当</p>	0568-61-1800(代表)
岩倉市	<p>0587-66-1111(代表)</p> <p>■65歳以上:0587-38-5811</p> <p>長寿介護課</p> <p>■64歳以下:0587-38-5809</p> <p>福祉課</p> <p>■生活保護者:0587-38-5830</p> <p>福祉課 生活保護担当</p>	0587-66-1111(代表)
扶桑町	<p>0587-93-1111(代表)</p> <p>■65歳以上:0587-92-4118</p> <p>長寿介護課</p> <p>■64歳以下・生活保護者:</p> <p>0587-92-4116 福祉課</p>	0587-93-1111(代表)
大口町	<p>0587-94-0051</p> <p>■すべての対象者:長寿ふくし課</p>	0587-95-1111(代表) 役場宿直室

### ③ 葬祭人の探索

葬祭人の探索(現状では親族の探索)については、①で記述した通り、生前から医療機関や警察や自治体によって行われていることがある。亡くなった後、親族を探索するかどうかは自治体によって異なる。火葬前は難しいが、その後の遺骨の引き取りや費用の清算等のために連絡をする自治体もあれば、医療機関や警察が調査した結果、親族がいないとしたことをもって完結し、親族の探索を行わない自治体もあった。(自治体ヒアリング)

警察庁へのヒアリングでは、警察においては、2親等の範囲までを遺族と定めて連絡を取っているとのことだった。警察においては、自治体と異なり、親族の電話番号を調べることができるため、電話と郵便を併用し連絡を取っていた。その間、ご遺体は警察での保管となるが、キャパシティの問題はあり、長期間の保管が望ましくないのは医療機関や自治体と同様であった。(警察庁ヒアリング)

#### ④ ご遺体の引き取り・保管

警察が関与した引き取り手のないご遺体の場合は、警察が葬祭人(親族)を2親等まで探索した上で自治体に引き取りを依頼している。一方で、自治体は必ずしも探索する親族の範囲を定めていないこともあり、もっと広い範囲で親族調査をしてほしいと警察に要望されることがあり、そのためにご遺体や所持品等の引き取りが滞ることがあると指摘された。(警察庁ヒアリング)

##### 〔休日・夜間の対応〕

医療機関側には、亡くなられたあと速やかにご遺体を引き取ってほしいという意向がある。医療機関の多くは、ご遺体を(「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班、2019年5月)よい状態で保管する設備を有していないためである。特に夜間・休日に自治体の担当課と連絡が取れないこと、あるいは夜間・休日にも自治体が対応しなければならないことが課題としてあげられていた。

図表6のガイドラインでは、夜間の場合は翌日の朝まで医療機関でご遺体を保管すること、緊急時は医療機関の判断で連絡することが書かれている。他にも、自治体と医療機関があらかじめ話し合うことにより、自治体職員が夜間・休日に駆けつけなくてもよいことになっている事例があった。(自治体ヒアリング)

また、葬儀社においても、夜間・休日の対応は負荷が高い。自治体と医療機関の合意によって、夜間に亡くなくても葬儀社のご遺体の引き取りは翌朝でよいという事例があった。(葬儀社ヒアリング)

#### ⑤ 死亡届出方法の判断・届出手続き

死亡届出人については、医療機関で亡くなった場合は病院長、それが難しい場合は福祉事務所長であると回答した自治体が多かった。また、警察においても、厚生労働省や法務省と協議して「死亡通知書」を用意しており、死亡届出人がいなくとも自治体において火葬に向けての手続きができる仕組みはある。ただ、親族がいる場合は、費用は出さないにしても手続きは親族に負担してほしいという自治体のコメントもあった。死亡届を出す方法は複数あるが、どのような場合に誰が出すのかについての整理は必要ということである。

なお地域医療ガイドラインの中には、病院長名で届出人の記載ができることや、時間帯を問わず対応できるためのルール作りについての記載がある。

図表 7 地域医療機関ガイドラインにおける死亡届出人がない場合の対応例

#### ○死亡届出人がない場合

- ・医療機関で死亡した場合、行政や後見人などの支援機関から死亡届出人にあたる人がいないと死亡届出人の記載を求められることがある。医療機関は、死亡した場所の家屋管理人の立場で、病院長名で届出人の記載ができる。
- ・医療機関は、時間帯を問わずこうした依頼があった場合、事務的対応をいつでもできるようにしておき、病院長には事後報告とするなどのルールを決めておくといふ。

(出典) 「身寄りがない人で意思決定が困難な人への支援に関する地域医療機関ガイドライン」

(J A 愛知厚生連 江南厚生病院 病病連携会議 令和6(2024)年12月)

#### ⑥ 都道府県との費用分担

都道府県によっては、マニュアルに、親族調査の範囲(三親等まで、等)が定められており、決まった手順で事務を行えば都道府県への費用請求が行えるという自治体があった。一方で、マニュアルに相続人による相続放棄受理証明書が必要と定められているために、親族から返信がなければ都道府県への費用請求はできないという自治体もあった。また、都道府県に費用請求をした経験がないとした自治体もあった。

以上は、引き取り手のないご遺体のケースが発生した際の手続きに関し、令和6年度調査において指摘された課題について補完したものである。

## 2. 自治体概況把握調査「引取り手のない遺体・遺骨に関する事務マニュアル等に関する調査」

### (1) 内規やマニュアルの有無、活用状況

#### ① 引取り手のない遺体・遺骨に関する事務の手順についての内規やマニュアル

##### a) 引取り手のない遺体・遺骨に関する事務の手順についての内規やマニュアルを参照することがあるか（もっとも近いもの、単一回答）

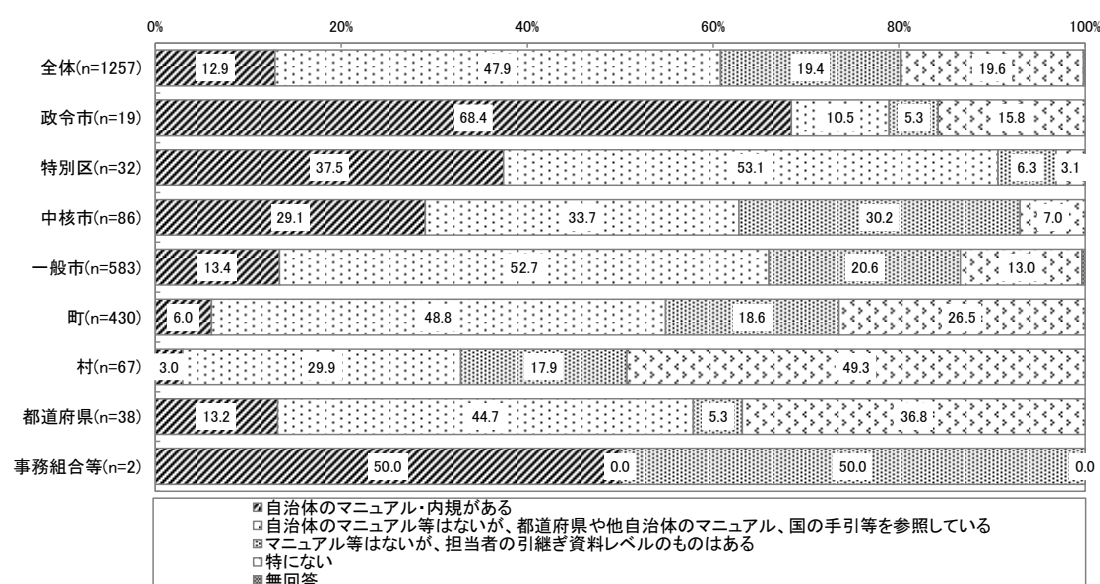
引取り手のない遺体・遺骨に関する事務の手順について、内規やマニュアルを参照するかについて、まず自治体独自のマニュアル・内規を有している割合は全体の12.9%であった。政令市では68.4%がマニュアル・内規を有しており、その割合は特別区、中核市、一般市、町、村の順に少なくなった。

都道府県や他自治体や国のマニュアルを参照している割合が特別区、中核市、一般市、町、都道府県では最も大きかった。中核市や一般市や町では、担当者の引継ぎ資料を参照している割合も2～3割あった。村はそのいずれも特にしていない割合が半数を占めていた。

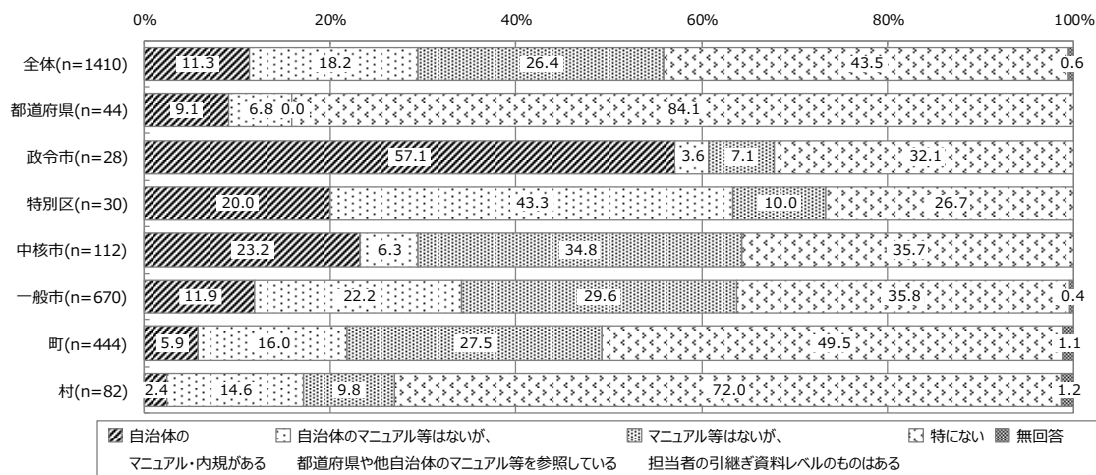
引き取り手のないご遺体が発生する件数が多いと考えられる、規模の大きい自治体ではマニュアル化が行われているが、一般的な市町村では既存の他自治体のマニュアルやこれまでの引継ぎ資料を参照しており、件数が少ないと思われる自治体では既存の知見を活用する機会もないことが推察できる。

なお、前回調査と比較すると、自治体のマニュアル・内規があると回答した割合は大きく異ならなかったが、都道府県や他自治体のマニュアル、国の手引き等を参照していると回答が大きく増加していた。

図表 8 内規やマニュアルを参照しているか



図表 9 内規やマニュアルを参照しているか（前回調査）



b) マニュアルを作成した時期

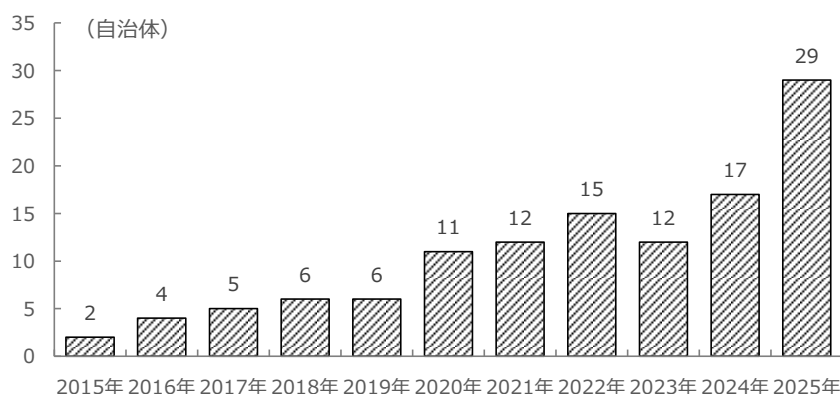
内規やマニュアルを有している自治体が、それを作成した時期は、都道府県や事務組合や村を除くと 2020 年以降が多くを占め、全体では 6 割であった。政令市や特別区では 2010 年代に作成した自治体もあり、規模の大きい自治体でマニュアルの必要性が早く認識されたことが推察できる。

直近の約 10 年を見てみると、2020 年以降にマニュアルを作成している自治体が 2 ケタ台に増加しており、2025 年には 29 の実態でマニュアルを作成している。

図表 10 マニュアルを作成した時期（改訂している場合は、最初に作成した時期）

	全体 (n=162)	政令市 (n=13)	特別区 (n=12)	中核市 (n=25)	一般市 (n=78)	町 (n=26)	村 (n=2)	都道府県 (n=5)	事務組合等 (n=1)
1999年以前	10.5%	0.0%	0.0%	4.0%	6.4%	15.4%	50.0%	100.0%	100.0%
2000年から2009年	9.3%	15.4%	25.0%	12.0%	7.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
2010年から2019年	17.9%	30.8%	25.0%	16.0%	19.2%	11.5%	0.0%	0.0%	0.0%
2020年以降	60.5%	53.8%	50.0%	68.0%	62.8%	73.1%	0.0%	0.0%	0.0%

図表 11 マニュアルを作成した時期（2014 年以前は掲載省略）



## ② 引取り手のない遺体・遺骨に関する事務の手順についての内規やマニュアルの内容

### a) マニュアルに含まれている内容

自治体による内規やマニュアルに含まれている内容は、遺留金や遺留品の取り扱い、火葬後の遺骨の取り扱い、預貯金を葬祭費に充当するための手続き等、火葬後の手続きに関するものが多かった。親族調査の範囲や親族への連絡方法、火葬までの遺体の保管方法、庁内外の役割分担、火葬までの期間といった、火葬前の業務が含まれていたのは半数以下であった。

図表 12 マニュアルに含まれている内容（複数回答）

	全体 (n=162)	政令市 (n=13)	特別区 (n=12)	中核市 (n=25)	一般市 (n=78)	町 (n=26)	村 (n=2)	都道府県 (n=5)	事務組合等 (n=1)
遺留金の取扱い	70.4%	84.6%	83.3%	80.0%	70.5%	53.8%	50.0%	40.0%	100.0%
遺留品の取扱い	63.6%	76.9%	50.0%	76.0%	61.5%	57.7%	100.0%	40.0%	100.0%
火葬後の遺骨の取扱い方法	61.1%	76.9%	50.0%	68.0%	60.3%	65.4%	0.0%	40.0%	0.0%
預貯金を葬祭費用に充当するための手続き	46.3%	53.8%	66.7%	64.0%	43.6%	26.9%	0.0%	60.0%	0.0%
親族調査の範囲	45.1%	53.8%	50.0%	56.0%	46.2%	34.6%	0.0%	20.0%	0.0%
親族等への連絡方法	41.4%	53.8%	50.0%	56.0%	38.5%	38.5%	0.0%	0.0%	0.0%
親族等への連絡様式	27.2%	46.2%	33.3%	44.0%	23.1%	19.2%	0.0%	0.0%	0.0%
火葬までの遺体の保管方法	24.1%	23.1%	8.3%	44.0%	23.1%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%
庁内外の役割分担	23.5%	15.4%	16.7%	4.0%	34.6%	15.4%	0.0%	40.0%	0.0%
火葬までの期間	16.7%	15.4%	0.0%	32.0%	17.9%	11.5%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	14.8%	15.4%	8.3%	8.0%	19.2%	7.7%	0.0%	40.0%	0.0%
いずれも記載はない	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%

### b) マニュアルに親族調査の範囲に関する記載がある場合、その範囲

自治体による内規やマニュアルに親族調査の範囲が含まれている場合、その範囲及び表現として「法定相続人」が最も多かった。次いで、「二親等」「扶養義務者」、「三親等」となっていた。範囲を定めず「可能な限り探索」としているものもあった。

図表 13 マニュアルに記載されている親族調査の範囲

	件数	% (n=71)
一親等	0	0.0%
二親等	11	15.5%
三親等	10	14.1%
四親等	2	2.8%
法定相続人	33	46.5%
扶養義務者	11	15.5%
可能な限り探索	3	4.2%
同居	1	1.4%

c) マニュアルに「親族等への連絡方法」「親族等への連絡様式」に関する記載がある場合、自治体からの連絡に対する親族からの回答をどのように設定しているか

自治体による内規やマニュアルに「親族等への連絡方法」「親族等への連絡様式」が含まれている場合、その記載について何らかの回答をした 66 の自治体のうち、42 自治体（63.6%）が、一定期間返信が無ければ、ご遺体・ご遺骨・遺留金品等の引き取りの意思がないとみなすという記載があると回答した。

一定期間として、内規やマニュアルに「原則 2 週間以内に返答がない場合は」「2～3 週間以内に返信がなければ」といった具体的な期間が明記されている場合もあれば、「状況に応じた期限を設定し」と、期限を設定することのみを定めている場合もあった。また、送付の際に簡易書留や特定記録郵便など、受領が確認できる手段を定めている場合もあった。

なお、ご遺体の場合は返事を待たずに火葬するという定めがあったり、ご遺骨は 1 年返信がなければ合祀とする等、引き取りを依頼する対象によって期間が異なる場合もあった。

③ 親族の探索・連絡（返事がないことを以て同意とみなす場合も含む）に、おおむねどれくらいの時間をかけることが多いか

親族の探索・連絡（返事がないことを以て同意とみなす場合も含む）に、どの程度の時間をかけるかという設問については回答が少なかった。回答があったもののみ集計すると、全体では「3 ヶ月以上」が 2 割を超えたが、「火葬判断までの調査は数日、火葬後、ご遺骨及び遺留金品の引き渡しの為の調査は 3 ヶ月以上」という自由記述もあり、回答内容のなかに複数の要素が混在している可能性がある。

図表 14 親族の探索・連絡

	全体 (n=146)	政令市 (n=9)	特別区 (n=15)	中核市 (n=23)	一般市 (n=73)	町 (n=24)
数日	14.4%	22.2%	0.0%	26.1%	11.0%	20.8%
1週間程度	12.3%	11.1%	6.7%	8.7%	13.7%	12.5%
2～3週間程度	17.8%	11.1%	33.3%	13.0%	19.2%	12.5%
1ヵ月程度	15.8%	33.3%	0.0%	8.7%	17.8%	20.8%
2ヵ月程度	17.1%	0.0%	20.0%	17.4%	19.2%	16.7%
3ヵ月以上	22.6%	22.2%	40.0%	26.1%	19.2%	16.7%

※「把握していない」「当部署の分掌事務ではない」ならびに無回答は集計から除外

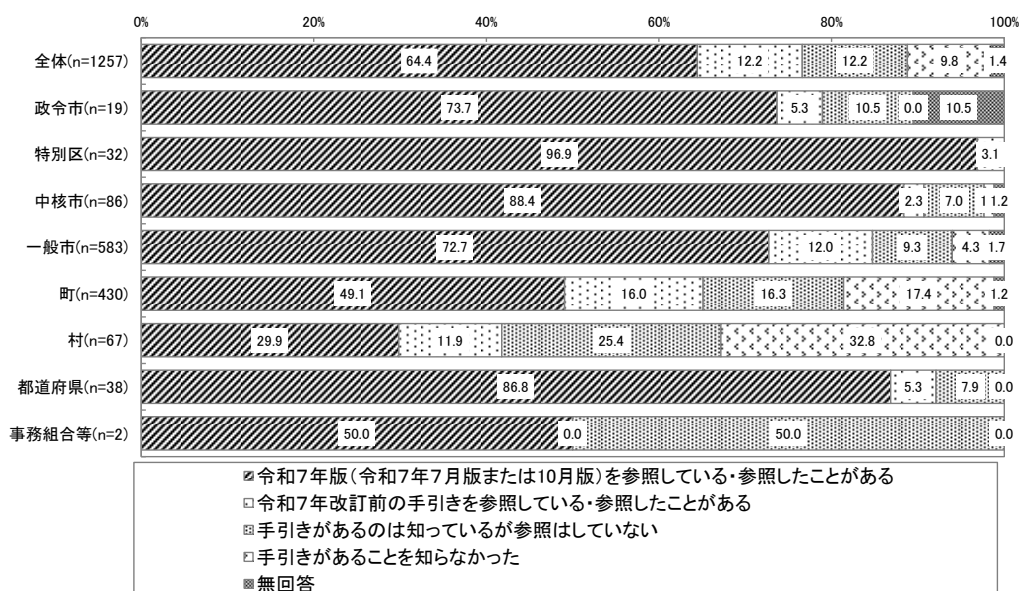
※ n<3 となったカテゴリについては掲載省略

(2) 厚生労働省・法務省の手引の活用状況

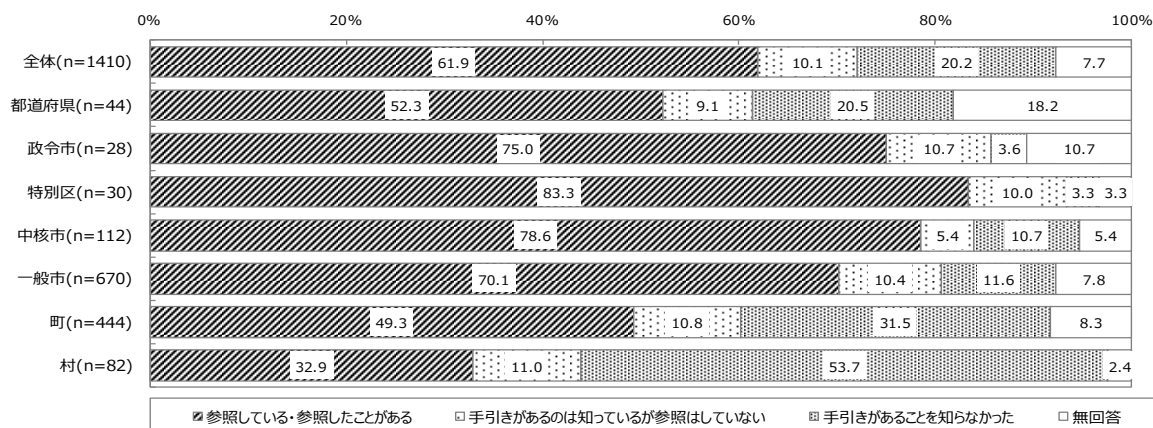
①手引きを見たか

厚生労働省・法務省 『身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引』（令和3年3月刊、令和7年7月・令和7年10月に改訂）の活用状況について尋ねた。令和6年度調査と同様（令和6年度は令和5年7月改訂版について調査）、全体では約6割の自治体で参照されており、とりわけ特別区では参照されている割合が高かった。町村部では手引きがあることを知らなかったという自治体も少なくなく、村では最も多かった。前回調査と比べ、大きな違いはみられなかったが、特別区では参照している・参照したことがあるとした回答が増えていた。

図表 15 「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」活用状況



図表 16 「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」活用状況  
(前回調査)



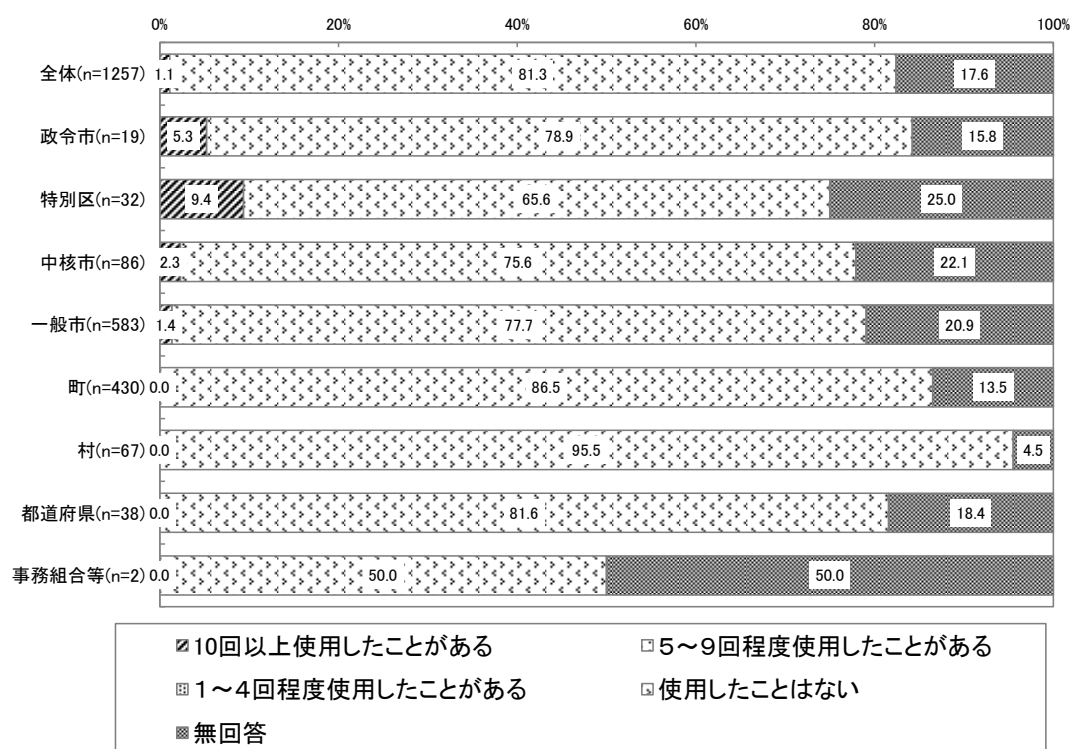
## ②「故人の遺留金の葬祭費用への充当を目的として、預貯金を金融機関から引き出す際の様式案」の活用状況

同手引きには、故人の遺留金を葬祭費用に充当するため、預貯金を金融機関から引き出す際の様式案が追加された。政令市の5.3%、特別区9.4%では、10回以上使用したことがあると回答したが、それ以外の多くの自治体では使用されていなかった。使用していない理由を何等か回答した自治体において最も多かった理由は、活用する事例がまだないということだった。これは、引き取り手のないご遺体が発生していないだけでなく、金融機関に遺留金のあったケースがない、ご本人が現金で所持していた遺留金で充当している、そこまで手続きが至っていないなどが複合されたものである。

その他には、すでにこれまで自治体や自治体と金融機関との申し合わせで定めた書式があったり、金融機関が定めた書式を使っているという理由があった。

また、今後該当するケースが発生した際には活用したいという回答もあった。

図表 17 「故人の遺留金の葬祭費用への充当を目的として、預貯金を金融機関から引き出す際の様式案」の活用状況



図表 18 「故人の遺留金の葬祭費用への充当を目的として、預貯金を金融機関から引き出す際の様式案」を活用していない理由

	件数	% (n=948)
事例がない	631	66.6%
独自様式がある	130	13.7%
金融機関所定様式がある	62	6.5%
知らなかった	33	3.5%
金融機関が対応していない	20	2.1%
その他	72	7.6%

### (3) 身寄りのない方の終末期や死後の対応に備えた終活支援のための事業の有無

身寄りのない方の終末期や死後の対応に備えた、終活支援のための事業を行っているか自由記述でたずねたところ、最も多かったのがエンディングノートの配布であり、69 の自治体が行っていた。次いで、終活相談窓口など終活関連事業を行っているあるいは予定している自治体が 47、情報登録伝達事業を行っているあるいは予定している自治体が 17 あった。

### (4) 引取り手のないご遺体・遺骨について

引き取り手のないご遺体・ご遺骨についての自治体の考えについて、自由記述を求めたところ、603 件の回答が寄せられた。同様の趣旨の回答をまとめると、以下のとおりだった。概ね、令和 6 年度調査結果と一致していた。

#### ① 主に実際に事務を取り扱うにあたっての課題

##### a) 「引き取り手が不在」と判断する基準の不明確さ

親族が存在するが、引取りを拒否したり、連絡がつかない場合に、どの時点で引き取り手が不在と確定してよいかわからないという趣旨の意見が最も多かった。後日親族が現れてトラブル（訴訟を含む）となることへの懸念が強く示されたほか、関係機関（警察、医療機関、自治体）の間でも見解が一致していないことで連携がうまくいかないという意見があった。

##### b) 親族調査の無制限化・長期化による実務負担

a) の『「引き取り手が不在」と判断する基準の不明確さ』の裏返しともいえるが、親族調査の範囲や期間や打ち切り基準がないことにより、戸籍調査が広域・長期に及ぶことの業務負担、またご遺体・ご遺骨・遺留金品の保管費用がかさむことが指摘されていた。「終わらない業務」という表現がなされることも多くあった。

##### c) 遺骨の保管・合祀・最終処理ルールの欠如

a) 『「引き取り手が不在」と判断する基準の不明確さ』や b) 「親族調査の無制限化・長期化による実務負担」と関連して、火葬後のご遺骨の保管についても負担感が表明された。保

管期限および最終的な納骨等のあり方が定まっておらず、保管スペースが物理的に確保できなくても、処分することもできない難しさがあることが指摘された。件数が増加しつつあるため、課題が顕在化していると考えられる。

#### **d) 遺留金・預貯金・遺留品の処理**

厚生労働省・法務省によって『身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引』が示されているものの、遺留金・預貯金・遺留品の処理が現実合っていないという意見が多く寄せられた。相続財産清算人については、遺留金の額が少ない場合に予納金（供託金）と見合わないこと、金融機関からの本人の預金引き出しについては金融機関によって対応が異なることが挙げられた。制度的に整理はされているが、実際の活用に至らないという指摘である。

### **② 体制面の課題**

#### **(件数増加による人員・体制・財政の限界)**

現在は件数が多い自治体においては、都度の対応となるために引継ぎが難しい面があるが、今後の件数増加を見越すと人員や体制や財政的に困難が生じるという危機感が示された。

### **③ 制度面の課題**

#### **a) 墓地埋葬法と生活保護法の適用判断**

墓地埋葬法によって火葬する場合と、生活保護法によって火葬する場合は担当する自治体の部署が異なることが多い。また、引き取り手のないご遺体をどちらの法律によって火葬するかについては、自治体により判断が異なることが令和6年度調査でも明らかになっている。自治体間で何らかの連絡（たとえば医療機関の所在する自治体と、ご本人が居住していた自治体）を行う場合に、生活保護受給者の扱いの考え方が異なるなど、齟齬がうまれている。火葬を行う人がなく自治体が火葬を行った場合に適用される法律の考え方については過去に整理がなされている<sup>6</sup>が、実際には、親族をはじめとする葬祭人の探索や連絡の事務など、自治体間での分担が課題になっている。

#### **b) 墓地埋葬法の死亡地主義に関して**

墓地埋葬法第9条によって「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないと

---

<sup>6</sup> 墓地、埋葬等に関する法律の疑義について（昭和27年6月30日衛環第66号厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長回答）

他に全然埋葬又は火葬を行うものがなく、市町村長が行った場合は墓地、埋葬等に関する法律第9条にいう葬祭であって生活保護法第18条第2項によるものではない。但し、知人又は近隣の者が生活保護法をうけている孤独の被保護者の死亡した場合に行う葬祭は生活保護法が適用されるのであって、墓地、埋葬等に関する法律第9条の「行うものがない」場合ではない。

きは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。」と定められていることにより、特に大規模な医療機関・救急病院の所在する自治体では引き取り手のないご遺体が発生しやすく、事務負担が偏ることが指摘されていた。a)墓地埋葬法と生活保護法の適用判断との関連では、居住自治体において生活保護受給者であった場合も、死亡地の自治体での墓地埋葬法適用となることについての疑問が呈されていた。

**c) 本人の生前の意思が制度上反映できないこと**

価値観・理念的な指摘であるが、現状の制度ではご本人が生前に自らの弔い（火葬や遺骨の収蔵）について何らかの意向を有していたとしても反映できないことについて疑問が呈されていた。

**④ 今後の要望**

**(手引きやガイドラインを超える基準の必要性)**

判断の責任をできるだけ自治体が追わないよう、全国一律の基準（法律）を求める意見があった。

特に件数が増えている自治体では、ご遺骨や遺留金品の保管・処理、それに伴う財政負担に課題があり、町村等では件数が少ないがマニュアルや人員の不足に課題があった。

### 3. 住民調査「「これからの弔(とむらい)」についてのアンケート」

#### (1) 回答者属性

##### ① 年齢

全体では70代の回答が最も多かった。

図表 19 年齢分布（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
50~54歳	10.6	7.8	12.5
55~59歳	9.2	9.8	8.8
60~64歳	8.1	5.2	10.2
65~69歳	13.0	13.1	13.0
70~74歳	16.3	19.6	13.9
75~79歳	13.3	12.4	13.9
80~84歳	17.3	16.3	18.1
85歳以上	9.2	13.1	6.5
無回答	3.0	2.6	3.2

##### ② 性別

全体では男女が約半数ずつを占めており偏りはなかった。

図表 20 性別（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
男性	49.4	30.8	58.8	46.7	45.8	51.7	53.1	57.8	44.1
女性	49.7	69.2	41.2	50.0	54.2	48.3	46.9	40.6	52.9
答えたくない	0.3	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	2.9

図表 21 性別（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
男性	48.0	51.0	45.8
女性	48.2	45.1	50.5
答えたくない	0.5	0.7	0.5
無回答	3.3	3.3	3.2

### ③ 婚姻状況

50代は未婚の割合が他の年代と比べて高かった。85歳以上は死別の割合が高くなった。横須賀市では、美濃加茂市と比較して未婚や死別や離別の割合が高かった。子どものない人は未婚の割合が高かった。

図表 22 婚姻状況（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
未婚	7.8	15.4	20.6	6.7	8.3	6.7	2.0	3.1	5.9
配偶者あり	65.6	66.7	55.9	80.0	70.8	68.3	63.3	68.8	47.1
死別	14.5	5.1	2.9	0.0	8.3	10.0	24.5	18.8	44.1
離別	10.3	12.8	17.6	13.3	12.5	13.3	8.2	6.3	0.0
無回答	1.7	0.0	2.9	0.0	0.0	1.7	2.0	3.1	2.9

図表 23 婚姻状況（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
未婚	7.6	13.1	3.7
配偶者あり	64.0	48.4	75.0
死別	14.1	20.3	9.7
離別	10.0	13.1	7.9
無回答	4.3	5.2	3.7

図表 24 婚姻状況（子の有無別）

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
未婚	7.0	41.4	0.3
配偶者あり	66.5	36.2	72.4
死別	14.6	8.6	15.8
離別	10.4	12.1	10.1
無回答	1.4	1.7	1.3

### ④ 子の有無

50代は子のない割合が他の年代と比べて高かった。横須賀市は美濃加茂市と比べて子のない割合が高かった。男性は女性と比べて子のない割合が少し高く、一人暮らしの人は一人暮らし以外の人と比べて子のない割合が高かった。

図表 25 子の有無（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
娘がいる	61.5	48.7	55.9	66.7	68.8	55.0	63.3	73.4	52.9
息子がいる	57.5	53.8	44.1	53.3	54.2	56.7	63.3	60.9	70.6
子はいない	16.2	33.3	29.4	16.7	16.7	15.0	10.2	7.8	8.8

図表 26 子の有無（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
娘がいる	59.9	45.8	69.9
息子がいる	56.1	52.3	58.8
子はいない	15.7	23.5	10.2

図表 27 子の有無（性別）

	男性 (n=177)	女性 (n=178)	全体 (n=357)
娘がいる	60.5	63.5	61.6
息子がいる	54.2	60.7	57.1
子はいない	18.1	14.0	16.0

図表 28 子の有無（世帯類型別）

	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)	全体 (n=351)
娘がいる	39.7	65.0	60.1
息子がいる	50.0	57.6	56.1
子はいない	27.9	13.1	16.0

### ⑤ 世帯類型

全体としては、夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）と、息子・娘との同居が多かった。横須賀市は美濃加茂市と比べて一人暮らしの割合が高く、美濃加茂市は横須賀市と比べて息子・娘との同居が多かった。

図表 29 世帯類型（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
1人暮らし	18.4	15.4	17.6	13.3	8.3	20.0	28.6	15.6	29.4
夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)	32.4	0.0	0.0	23.3	43.8	48.3	40.8	43.8	32.4
夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下)	7.8	15.4	17.6	26.7	8.3	5.0	0.0	1.6	0.0
息子・娘との同居	23.5	35.9	20.6	20.0	18.8	11.7	24.5	26.6	35.3
その他	14.2	28.2	41.2	16.7	20.8	11.7	4.1	3.1	0.0
無回答	3.6	5.1	2.9	0.0	0.0	3.3	2.0	9.4	2.9

図表 30 世帯類型（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
1人暮らし	18.4	26.8	12.5
夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	32.0	28.8	34.3
夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	7.6	7.2	7.9
息子・娘との同居	23.3	18.3	26.9
その他	13.8	13.1	14.4
無回答	4.9	5.9	4.2

## ⑥ 出身地

年齢が高くなるほど、今の居住地ではないところの出身である割合が高かった。全体の6割から8割は、今の居住地あるいは県内の他の市町村の出身だった。横須賀市は美濃加茂市と比べて、他の地方の出身である割合が高かった。一人暮らしの人はそれ以外の人と比べて他の地方の出身である割合が高かった。

図表 31 出身地（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
本市	42.2	38.5	58.8	60.0	52.1	38.3	40.8	31.3	29.4
県内の他市町村	27.9	33.3	20.6	16.7	29.2	31.7	24.5	31.3	29.4
県外だが隣接する都道府県	13.7	10.3	14.7	20.0	6.3	15.0	12.2	17.2	14.7
その他の地方	14.8	15.4	5.9	3.3	10.4	13.3	22.4	18.8	23.5
無回答	1.4	2.6	0.0	0.0	2.1	1.7	0.0	1.6	2.9

図表 32 出身地（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
本市	41.2	32.0	47.7
県内の他市町村	27.1	20.9	31.5
県外だが隣接する都道府県	13.3	21.6	7.4
その他の地方	14.4	20.9	9.7
無回答	4.1	4.6	3.7

図表 33 出身地（世帯類型別）

	全体 (n=351)	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)
本市	41.9	25.0	45.9
県内の他市町村	27.9	27.9	27.9
県外だが隣接する都道府県	13.7	20.6	12.0
その他の地方	14.0	23.5	11.7
無回答	2.6	2.9	2.5

## ⑦ 経済状況

85歳以上の人や一人暮らしは経済状況が「苦しい」「やや苦しい」と回答した割合が高かった。

図表 34 経済状況（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
大変苦しい	7.5	7.7	11.8	13.3	10.4	3.3	4.1	4.7	11.8
やや苦しい	24.0	17.9	20.6	23.3	25.0	25.0	28.6	17.2	38.2
ふつう	52.0	53.8	55.9	56.7	43.8	53.3	42.9	64.1	41.2
ややゆとりがある	11.5	10.3	8.8	0.0	16.7	15.0	20.4	7.8	5.9
大変ゆとりがある	2.0	7.7	0.0	3.3	4.2	0.0	2.0	0.0	0.0
無回答	3.1	2.6	2.9	0.0	0.0	3.3	2.0	6.3	0.0

図表 35 経済状況（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
大変苦しい	7.9	11.1	5.6
やや苦しい	23.3	26.1	21.3
ふつう	51.2	42.5	57.4
ややゆとりがある	11.4	13.1	10.2
大変ゆとりがある	1.9	1.3	2.3
無回答	4.3	5.9	3.2

図表 36 経済状況（世帯類型別）

	全体 (n=351)	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)
大変苦しい	8.3	11.8	7.4
やや苦しい	24.2	32.4	22.3
ふつう	52.7	41.2	55.5
ややゆとりがある	12.0	13.2	11.7
大変ゆとりがある	2.0	1.5	2.1
無回答	0.9	0.0	1.1

## ⑧ 健康状態

横須賀市では65歳未満の対象者の抽出を要介護認定を受けている人から行ったため、健康でない人の割合が美濃加茂市と比べてやや高かった。一人暮らしの人はそれ以外の人と比べてあまり健康でないと回答した割合が高かった。

図表 37 健康状態（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
とても健康である	6.1	10.3	8.8	0.0	8.3	10.0	2.0	4.7	2.9
まあまあ健康である	59.8	48.7	47.1	70.0	52.1	76.7	73.5	46.9	61.8
あまり健康でない	22.9	30.8	29.4	20.0	29.2	6.7	18.4	29.7	23.5
健康でない	8.4	7.7	14.7	10.0	10.4	5.0	4.1	10.9	5.9
無回答	2.8	2.6	0.0	0.0	0.0	1.7	2.0	7.8	0.0

図表 38 健康状態（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
とても健康である	6.5	3.3	8.8
まあまあ健康である	58.8	52.3	63.4
あまり健康でない	22.2	26.8	19.0
健康でない	8.4	12.4	5.6
無回答	4.1	5.2	3.2

図表 39 健康状態（世帯類型別）

	全体 (n=351)	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)
とても健康である	6.8	2.9	7.8
まあまあ健康である	60.7	52.9	62.5
あまり健康でない	23.4	32.4	21.2
健康でない	8.3	11.8	7.4
無回答	0.9	0.0	1.1

### ⑨ 介護・介助の必要性

横須賀市では65歳未満の抽出を要介護認定を受けている人から行ったため、介護・介助の必要性のある人の割合が美濃加茂市と比べてやや高かった。一人暮らしの人はそれ以外の人と比べて介護・介助の必要性があると回答した割合が高かった。

図表 40 介護・介助の必要性（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
介護・介助は必要ない	72.1	69.2	58.8	76.7	75.0	91.7	75.5	65.6	52.9
何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない	14.0	10.3	20.6	13.3	8.3	3.3	20.4	18.8	20.6
現在、何らかの介護を受けている(介護認定を受けていない場合も含む)	11.7	17.9	20.6	10.0	16.7	3.3	2.0	10.9	20.6
無回答	2.2	2.6	0.0	0.0	0.0	1.7	2.0	4.7	0.0

図表 41 介護・介助の必要性（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
介護・介助は必要ない	71.0	54.9	82.4
何らかの介護・介助は必要だが、 現在は受けていない	13.6	20.3	8.8
現在、何らかの介護を受けている(介護 認定を受けていない場合も含む)	11.7	20.3	5.6
無回答	3.8	4.6	3.2

図表 42 介護・介助の必要性（世帯類型別）

	全体 (n=351)	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)
介護・介助は必要ない	73.5	63.2	76.0
何らかの介護・介助は必要だが、 現在は受けていない	14.0	20.6	12.4
現在、何らかの介護を受けている(介護 認定を受けていない場合も含む)	12.0	14.7	11.3
無回答	0.6	1.5	0.4

⑩ 自分の健康状態の変化（複数回答）

1年以内の自身の健康状態の変化については、なかったと回答した人が多くを占めた。

図表 43 1年以内の自身の健康状態の変化（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
救急搬送された(搬送後即日 帰宅した場合も含む)	5.3	2.6	2.9	10.0	6.3	6.7	4.1	4.7	5.9
手術をした(日帰り手術も含む)	8.9	2.6	8.8	3.3	8.3	13.3	10.2	10.9	8.8
入院を伴う病気・ケガをした(検 査入院は含まない)	5.9	10.3	8.8	6.7	2.1	6.7	8.2	3.1	2.9
ケガや新たな病気で通院した	12.3	15.4	8.8	10.0	16.7	10.0	16.3	10.9	8.8
以前からの持病が悪化した	10.3	5.1	8.8	10.0	6.3	8.3	8.2	18.8	14.7
いずれもなし	61.5	66.7	70.6	70.0	62.5	58.3	61.2	56.3	52.9

図表 44 1年以内の自身の健康状態の変化（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
救急搬送された(搬送後即日帰宅した場合も含む)	5.1	5.2	5.1
手術をした(日帰り手術も含む)	8.9	12.4	6.5
入院を伴う病気・ケガをした(検査入院は含まない)	6.0	9.2	3.7
ケガや新たな病気で通院した	12.5	10.5	13.9
以前からの持病が悪化した	10.0	10.5	9.7
いずれもなし	60.7	57.5	63.0

### ⑪ 家族の健康状態の変化（複数回答）

1年以内の家族の健康状態の変化については、なかったと回答した人が多くを占めたが、85歳以上の人では他の年代に比べて何らかの変化を経験したと回答した割合が高かった。また、美濃加茂市では横須賀市と比べて、家族の健康状態に何らかの変化があったと回答した割合が高かった。

図表 45 1年以内の家族の健康状態の変化（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
救急搬送された(搬送後即日帰宅した場合も含む)	9.5	15.4	17.6	20.0	8.3	3.3	4.1	6.3	11.8
手術をした(日帰り手術も含む)	9.8	7.7	20.6	10.0	4.2	6.7	14.3	6.3	14.7
入院を伴う病気・ケガをした(検査入院は含まない)	10.9	17.9	17.6	20.0	12.5	5.0	6.1	7.8	8.8
ケガや新たな病気で通院した	10.6	10.3	14.7	13.3	10.4	10.0	14.3	4.7	11.8
以前からの持病が悪化した	8.4	5.1	14.7	10.0	4.2	6.7	6.1	9.4	14.7
家族・身近な人に健康状態の変化はなかった	46.6	48.7	35.3	43.3	58.3	55.0	49.0	46.9	23.5
家族や身近な人はいない	11.2	12.8	14.7	6.7	8.3	13.3	12.2	9.4	11.8

図表 46 1年以内の家族の健康状態の変化（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
救急搬送された(搬送後即日帰宅した場合も含む)	9.2	7.8	10.2
手術をした(日帰り手術も含む)	9.8	9.2	10.2
入院を伴う病気・ケガをした(検査入院は含まない)	10.8	9.2	12.0
ケガや新たな病気で通院した	10.6	4.6	14.8
以前からの持病が悪化した	8.4	5.2	10.6
家族・身近な人に健康状態の変化はなかった	46.6	47.1	46.3
家族や身近な人はいない	11.1	11.1	11.1

⑫ 外出頻度

普段の外出頻度については、75歳以上になるとやや減る傾向があるものの、週5回以上外出している人も多くいた。美濃加茂市は横須賀市と比べて、週5回以上外出していると答えた人の割合が高かった。

図表 47 外出頻度（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
ほとんど外出しない	5.6	5.1	8.8	0.0	8.3	3.3	0.0	9.4	8.8
週1回	9.2	5.1	8.8	3.3	12.5	8.3	8.2	10.9	14.7
週2~4回	38.0	30.8	23.5	26.7	31.3	35.0	51.0	46.9	50.0
週5回以上	45.5	59.0	58.8	70.0	47.9	51.7	38.8	28.1	23.5
無回答	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	2.0	4.7	2.9

図表 48 外出頻度（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
ほとんど外出しない	5.7	10.5	2.3
週1回	8.9	12.4	6.5
週2~4回	37.9	38.6	37.5
週5回以上	44.4	34.6	51.4
無回答	3.0	3.9	2.3

図表 49 外出頻度（世帯類型別）

	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)	全体 (n=351)
ほとんど外出しない	4.4	6.4	6.0
週1回	7.4	8.5	8.3
週2~4回	45.6	37.1	38.7
週5回以上	42.6	47.3	46.4
無回答	0.0	0.7	0.6

⑬ 人づきあい（複数回答）

ここ1年の人づきあいについては、なかったという人は少ないが、家事や用事の手伝い、互いに訪問し合う、活動を一緒にするといった付き合いがある人は半数以下であった。挨拶をする、立ち話をする、お茶や食事をする、相談したりされたりするといった人づきあいは、美濃加茂市は横須賀市と比べて、あると回答した人が多かった。

図表 50 人づきあいの有無（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
挨拶をする程度の人がある	64.0	61.5	64.7	80.0	62.5	66.7	67.3	57.8	55.9
立ち話をする程度の人がある	50.3	59.0	41.2	53.3	56.3	50.0	61.2	42.2	38.2
お茶や食事をする間柄の人がある	57.0	64.1	44.1	50.0	60.4	60.0	69.4	59.4	35.3
相談したりされたりする人がある	43.6	53.8	41.2	46.7	37.5	53.3	42.9	37.5	35.3
家事や用事を手伝ってもらったり手伝ったりする人がいる	27.1	28.2	14.7	33.3	27.1	28.3	24.5	32.8	23.5
互いに訪問し合う人がある	26.3	17.9	11.8	30.0	22.9	30.0	34.7	32.8	20.6
趣味・スポーツや地域活動などを一緒にする人がある	33.2	38.5	23.5	30.0	16.7	51.7	34.7	37.5	20.6
手紙やメール、LINEなどをやりとりする人がある	60.9	76.9	61.8	66.7	64.6	68.3	67.3	46.9	35.3
年賀状やSNSで近況を報告したり近況を知ったりする人がある	43.6	35.9	20.6	53.3	45.8	58.3	61.2	40.6	17.6
いずれもなし	4.7	5.1	11.8	0.0	2.1	1.7	4.1	4.7	11.8

図表 51 人づきあいの有無（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
挨拶をする程度の人がある	63.4	55.6	69.0
立ち話をする程度の人がある	50.1	32.0	63.0
お茶や食事をする間柄の人がある	56.1	41.2	66.7
相談したりされたりする人がある	42.8	31.4	50.9
家事や用事を手伝ってもらったり手伝ったりする人がいる	26.8	22.9	29.6
互いに訪問し合う人がある	26.0	21.6	29.2
趣味・スポーツや地域活動などを一緒にする人がある	32.8	26.8	37.0
手紙やメール、LINEなどをやりとりする人がある	59.3	61.4	57.9
年賀状やSNSで近況を報告したり近況を知ったりする人がある	43.4	41.2	44.9
いずれもなし	4.9	6.5	3.7

図表 52 人づきあいの有無（世帯類型別）

	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)	全体 (n=351)
挨拶をする程度の人がある	50.0	68.9	65.2
立ち話をする程度の人がある	39.7	54.8	51.9
お茶や食事をする間柄の人がある	52.9	58.7	57.5
相談したりされたりする人がある	41.2	44.9	44.2
家事や用事を手伝ってもらったり手 伝ったりする人がある	20.6	29.0	27.4
互いに訪問し合う人がある	29.4	26.1	26.8
趣味・スポーツや地域活動などを一 緒にする人がある	27.9	35.7	34.2
手紙やメール、LINEなどをやりとり する人がある	55.9	62.2	61.0
年賀状やSNSで近況を報告したり 近況を知ったりする人がある	33.8	47.0	44.4
いずれもなし	7.4	4.2	4.8

## (2) 親族が火葬できない方の弔いについて

以下の説明文を提示し、親族が火葬を行えない場合の弔いのあり方について尋ねた。

最近では、亡くなった時に、火葬や葬儀の手続きをする親族がいなかったり、親族との連絡がつきにくい方が増えています。そのような場合は自治体が火葬を行います。親族となかなか連絡が取れず、火葬までに長い時間がかかりトラブルになった事例や、逆に、速やかに火葬した後で親族と連絡が付き、トラブルになった事例もあります。亡くなった方の火葬と親族への連絡についてお考えをお聞かせください。

### ① 弔いをする人がない場合の火葬のタイミング

「誰も弔いをする人がなく、亡くなったご本人のご意向が不明な場合は、どのようなタイミングで火葬を行うべきだと思いますか。」という問いに対し、全体の48.6%が「親族に連絡を試みるが、連絡が取れなくても一定期間が過ぎたら火葬する」を選択した。85歳以上の回答者は、半数が「親族と連絡をとれたタイミングで、火葬する」を選択し、他の年代とは異なっていた。一方で「できるだけ早く（できるだけご遺体の状態がよいまま）火葬する」を選択した割合も他の年代に比べて高かった。

子どものいない人はその他の人と比べて「できるだけ早く（できるだけご遺体の状態がよいまま）火葬する」を多く選択した。一人暮らし以外の方は、「親族に連絡を試みるが、連絡が取れなくても一定期間が過ぎたら火葬する」を選択する割合が高く、一人暮らしの方は「できるだけ早く（できるだけご遺体の状態がよいまま）火葬する」「親族と連絡をとれたタイミングで、火葬する」も多く選択し、分散する傾向があった。

図表 53 弔いをする人がない場合の火葬のタイミング（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
できるだけ早く(できるだけご遺体の状態がよいま)火葬する	20.1	17.9	23.5	20.0	27.1	16.7	20.4	15.6	23.5
親族と連絡をとれたタイミングで、火葬する	20.1	15.4	5.9	10.0	16.7	15.0	30.6	18.8	50.0
親族に連絡を試みるが、連絡が取れなくても一定期間が過ぎたら火葬する	48.6	53.8	61.8	60.0	47.9	55.0	40.8	50.0	17.6
親族にこだわらず、知人・友人を探して連絡をとってから火葬する	4.7	7.7	5.9	6.7	6.3	3.3	2.0	4.7	2.9
その他	1.4	2.6	0.0	3.3	0.0	1.7	2.0	1.6	0.0

図表 54 弔いをする人がない場合の火葬のタイミング（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
できるだけ早く(できるだけご遺体の状態がよいま)火葬する	20.3	25.5	16.7
親族と連絡をとれたタイミングで、火葬する	19.8	18.3	20.8
親族に連絡を試みるが、連絡が取れなくても一定期間が過ぎたら火葬する	48.2	41.2	53.2
親族にこだわらず、知人・友人を探して連絡をとってから火葬する	4.9	4.6	5.1
その他	1.6	2.6	0.9
無回答	5.1	7.8	3.2

図表 55 弔いをする人がない場合の火葬のタイミング（子の有無別）

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
できるだけ早く(できるだけご遺体の状態がよいま)火葬する	20.0	27.6	18.5
親族と連絡をとれたタイミングで、火葬する	20.3	17.2	20.9
親族に連絡を試みるが、連絡が取れなくても一定期間が過ぎたら火葬する	48.5	44.8	49.2
親族にこだわらず、知人・友人を探して連絡をとってから火葬する	4.8	3.4	5.1
その他	1.4	3.4	1.0
無回答	5.1	3.4	5.4

図表 56 弔いをする人がない場合の火葬のタイミング（世帯類型別）

	全体 (n=351)	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)
できるだけ早く(できるだけご遺体の状態がよいまま)火葬する	19.4	22.1	18.7
親族と連絡をとれたタイミングで、火葬する	19.1	25.0	17.7
親族に連絡を試みるが、連絡が取れなくても一定期間が過ぎたら火葬する	49.6	38.2	52.3
親族にこだわらず、知人・友人を探して連絡をとってから火葬する	5.1	1.5	6.0
その他	1.7	4.4	1.1
無回答	5.1	8.8	4.2

## ② 葬儀・火葬に関する親族の意向確認の必要性

「火葬する前に、親族が葬儀・火葬をどのように行いたいのかについて意向の確認をする必要があると思いますか。」という問いに対し、全体の 58.4%が「親族に連絡を取る努力は必要だが、意向が確認できなくても致し方ない」を選択した。85歳以上の回答者は、「できるだけ多くの親族の意向を確認する必要がある」「1人以上の親族の意向を確認する必要がある」を他の世代より多く選択し、「親族に連絡を取る努力は必要だが、意向が確認できなくても致し方ない」という選択は他の世代より少なかった。

美濃加茂市では横須賀市と比べて「1人以上の親族の意向を確認する必要がある」を選択した割合が高かった。

一人暮らしの人は、「親族に連絡を取る努力は必要だが、意向が確認できなくても致し方ない」を選択する割合が一人暮らし以外の人よりも低かったが、「親族の意向確認は不要である」を選択した割合が一人暮らし以外の人よりも高かった。

図表 57 葬儀・火葬に関する親族の意向確認の必要性（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
できるだけ多くの親族の意向を確認する必要がある	5.9	5.1	2.9	3.3	8.3	5.0	6.1	4.7	11.8
1人以上の親族の意向を確認する必要がある	21.2	23.1	29.4	23.3	16.7	15.0	18.4	23.4	26.5
親族に連絡を取る努力は必要だが、意向が確認できなくても致し方ない	58.4	59.0	50.0	66.7	62.5	63.3	59.2	60.9	38.2
親族の意向確認は不要である	8.7	7.7	11.8	6.7	10.4	8.3	10.2	4.7	11.8
その他	0.8	5.1	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 58 葬儀・火葬に関する親族の意向確認の必要性（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
できるだけ多くの親族の意向を確認する必要がある	5.7	7.2	4.6
1人以上の親族の意向を確認する必要がある	21.1	19.0	22.7
親族に連絡を取る努力は必要だが、意向が確認できなくても致し方ない	58.0	55.6	59.7
親族の意向確認は不要である	8.7	9.8	7.9
その他	0.8	0.7	0.9
無回答	5.7	7.8	4.2

図表 59 葬儀・火葬に関する親族の意向確認の必要性（世帯類型別）

	全体 (n=351)	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)
できるだけ多くの親族の意向を確認する必要がある	6.0	7.4	5.7
1人以上の親族の意向を確認する必要がある	20.8	23.5	20.1
親族に連絡を取る努力は必要だが、意向が確認できなくても致し方ない	59.0	47.1	61.8
親族の意向確認は不要である	8.3	16.2	6.4
その他	0.9	0.0	1.1
無回答	5.1	5.9	4.9

### ③ 火葬する前に連絡をすべき親族の範囲

「火葬する前に連絡をすべき親族の範囲はどのくらいだと思いますか」という問いに対し、全体の42.2%が「配偶者・親・子まで（一親等）」、21.5%が「配偶者・親・子（一親等）」に加えて、兄弟姉妹や孫まで（二親等）」を選択した。65歳から74歳の回答者は、「配偶者・親・子（一親等）」に加えて、兄弟姉妹や孫まで（二親等）」を選択する割合が他の年代より高かった。

子のない人は子のある人に比べて「親族に連絡を取る必要はない」を選択した割合が高かったが、その他の選択肢も分散して選択しており、子のある人は「配偶者・親・子まで（一親等）」を多く選択した。一人暮らしの人と一人暮らし以外の人でも、一人暮らしの人は選択が分散し、一人暮らし以外の方は「配偶者・親・子まで（一親等）」を多く選択した。

図表 60 火葬する前に連絡をすべき親族の範囲（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
親族に連絡を取る必要はない	3.6	5.1	8.8	3.3	2.1	0.0	4.1	4.7	2.9
配偶者	5.0	7.7	5.9	0.0	2.1	3.3	6.1	9.4	2.9
配偶者・親・子まで(一親等)	42.2	41.0	38.2	46.7	39.6	43.3	44.9	43.8	38.2
上記に加えて、兄弟姉妹や孫まで(二親等)	21.5	23.1	14.7	16.7	35.4	28.3	16.3	17.2	14.7
上記に加えて、おじ・おば、甥・姪まで(三親等)	5.6	2.6	2.9	10.0	6.3	5.0	8.2	3.1	8.8
誰かしら親族と連絡が取れれば、 血縁の近さは重要ではない	9.8	10.3	17.6	6.7	8.3	6.7	8.2	10.9	11.8
自治体の裁量で決めればよい	4.2	2.6	2.9	10.0	2.1	3.3	6.1	3.1	5.9
その他	0.6	2.6	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 61 火葬する前に連絡をすべき親族の範囲（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
親族に連絡を取る必要はない	3.8	3.9	3.7
配偶者	4.9	6.5	3.7
配偶者・親・子まで(一親等)	42.0	35.9	46.3
上記に加えて、兄弟姉妹や孫まで(二親等)	20.9	23.5	19.0
上記に加えて、おじ・おば、甥・姪まで(三親等)	5.4	4.6	6.0
誰かしら親族と連絡が取れれば、血縁 の近さは重要ではない	10.0	10.5	9.7
自治体の裁量で決めればよい	4.3	5.2	3.7
その他	0.5	0.0	0.9
無回答	8.1	9.8	6.9

図表 62 火葬する前に連絡をすべき親族の範囲（子の有無別）

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
親族に連絡を取る必要はない	3.9	10.3	2.7
配偶者	5.1	8.6	4.4
配偶者・親・子まで(一親等)	42.5	22.4	46.5
上記に加えて、兄弟姉妹や孫まで(二親等)	21.4	27.6	20.2
上記に加えて、おじ・おば、甥・姪 まで(三親等)	5.6	12.1	4.4
誰かしら親族と連絡が取れれば、 血縁の近さは重要ではない	9.6	10.3	9.4
自治体の裁量で決めればよい	4.2	6.9	3.7
その他	0.6	0.0	0.7
無回答	7.0	1.7	8.1

図表 63 火葬する前に連絡をすべき親族の範囲（世帯類型別）

	全体 (n=351)	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)
親族に連絡を取る必要はない	3.7	10.3	2.1
配偶者	4.8	1.5	5.7
配偶者・親・子まで(一親等)	41.3	27.9	44.5
上記に加えて、兄弟姉妹や孫まで(二親等)	21.7	22.1	21.6
上記に加えて、おじ・おば、甥・姪まで(三親等)	5.7	8.8	4.9
誰かしら親族と連絡が取れれば、血縁の近さは重要ではない	10.3	10.3	10.2
自治体の裁量で決めればよい	4.6	7.4	3.9
その他	0.6	1.5	0.4
無回答	7.4	10.3	6.7

#### ④ 弔いをする人がない場合の火葬の費用負担

「火葬をする人がいない場合、火葬の費用の負担はどのようにすべきだと思いますか。」という問いに対し、全体の74.6%が「亡くなった本人の財産から負担すべき」を選択した。50歳から54歳の回答者、80歳以上の回答者の2割程度は「自治体など公的な主体が負担すべき」を選択した。

美濃加茂市では80%の回答者が「亡くなった本人の財産から負担すべき」を選択したが、横須賀市ではその割合は65%に留まり、「自治体など公的な主体が負担すべき」を選択した人が20%にのぼった。

図表 64 弔いをする人がない場合の火葬の費用負担（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
亡くなった本人の財産から負担すべき	74.6	76.9	73.5	83.3	81.3	76.7	81.6	60.9	67.6
自治体など公的な主体が負担すべき	15.4	20.5	11.8	16.7	12.5	11.7	6.1	23.4	20.6
地域で分担すべき	1.1	2.6	0.0	0.0	2.1	1.7	0.0	1.6	0.0
その他	3.1	0.0	8.8	0.0	2.1	1.7	6.1	3.1	2.9

図表 65 弔いをする人がない場合の火葬の費用負担（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
亡くなった本人の財産から負担すべき	74.0	65.4	80.1
自治体など公的な主体が負担すべき	15.2	20.3	11.6
地域で分担すべき	1.1	1.3	0.9
その他	3.3	3.9	2.8
無回答	6.5	9.2	4.6

### ⑤ 弔いをする人がない場合のご遺骨の取り扱い

「弔いをする人がなく、亡くなったご本人のご意向が不明な場合は、ご遺骨をどのように扱うべきだと思いますか。」という問いに対し、全体の53.6%が「一定期間、個別に保管したあとに、合祀する」を選択した。次いで「火葬後速やかに合祀する」が13%であった。

子のない人は「一定期間、個別に保管したあとに、合祀する」を最も多く選択したが、その他の選択肢も分散して選択していた。

図表 66 弔いをする人がない場合のご遺骨の取り扱い（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
一定期間、個別に保管したあとに、合祀する	53.6	59.0	52.9	53.3	56.3	58.3	46.9	57.8	38.2
火葬後速やかに合祀する	12.8	10.3	23.5	16.7	10.4	13.3	8.2	9.4	17.6
遺族や縁故者に引き取りたいと言われたときに渡せるように個別に保管する	9.8	12.8	5.9	6.7	12.5	6.7	16.3	6.3	11.8
自治体の裁量で決めればよい	9.8	2.6	8.8	13.3	10.4	10.0	14.3	10.9	5.9
遺骨を保管・合祀する必要はない(火葬場にて処分する)	8.9	12.8	5.9	10.0	8.3	3.3	8.2	12.5	11.8
その他	1.1	2.6	2.9	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	2.9

図表 67 弔いをする人がない場合のご遺骨の取り扱い（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
遺族や縁故者に引き取りたいと言われたときに渡せるように個別に保管する	9.8	13.1	7.4
一定期間、個別に保管したあとに、合祀する	52.8	50.3	54.6
火葬後速やかに合祀する	12.7	13.7	12.0
遺骨を保管・合祀する必要はない(火葬場にて処分する)	8.7	6.5	10.2
自治体の裁量で決めればよい	10.0	10.5	9.7
その他	1.4	1.3	1.4
無回答	4.6	4.6	4.6

図表 68 弔いをする人がない場合のご遺骨の取り扱い（子の有無別）

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
遺族や縁故者に引き取りたいと言われたときに渡せるように個別に保管する	9.9	12.1	9.4
一定期間、個別に保管したあとに、合祀する	53.5	43.1	55.6
火葬後速やかに合祀する	12.7	19.0	11.4
遺骨を保管・合祀する必要はない(火葬場にて処分する)	9.0	15.5	7.7
自治体の裁量で決めればよい	10.1	8.6	10.4
その他	1.1	1.7	1.0
無回答	3.7	0.0	4.4

また、個別に保管する場合、どれくらいの期間が適切かという問いに対しては、「1年程度」という回答がおおよそ半数を占めた。

図表 69 個別に保管する場合の適切な期間（年齢別）

	全体 (n=227)	50~54歳 (n=28)	55~59歳 (n=20)	60~64歳 (n=18)	65~69歳 (n=33)	70~74歳 (n=39)	75~79歳 (n=31)	80~84歳 (n=41)	85歳以上 (n=17)
期限を設けずに保管する	7.9	7.1	10.0	5.6	6.1	12.8	9.7	4.9	5.9
5年程度	10.6	17.9	10.0	22.2	6.1	12.8	3.2	7.3	11.8
3年程度	18.5	7.1	10.0	16.7	18.2	17.9	32.3	19.5	23.5
1年程度	49.8	60.7	60.0	50.0	48.5	48.7	41.9	48.8	41.2
その他	5.3	3.6	5.0	0.0	9.1	0.0	6.5	12.2	0.0

図表 70 個別に保管する場合の適切な期間（市別）

	全体 (n=231)	横須賀市 (n=97)	美濃加茂市 (n=134)
期限を設けずに保管する	8.2	11.3	6.0
5年程度	11.3	10.3	11.9
3年程度	18.6	16.5	20.1
1年程度	48.9	50.5	47.8
その他	5.2	3.1	6.7
無回答	7.8	8.2	7.5

### (3) 今後の弔いのあり方について

以下の説明文を提示し、これからの弔いのあり方について尋ねた。

高齢化が進み、親族が少なくなり、出身地と異なる場所に住むことが珍しくなくなった現代では、親族が弔いをできないことも特別ではなくなると考えられます。  
そのような場合に誰がどのように弔うべきかについてお聞かせください。

#### ① 一般的に、人を弔う時に、何が大切なことか（複数回答）

「一般的に、人を弔う時に、何が大切なことだと思いますか。」という問いに対し、「形式にこだわらず、故人を思い出して死を悼むこと」が最も多く選択された。60歳から69歳の回答者は他の年代に比べて「ご遺骨をお墓などに納め、墓参りをする事」を多く選択した。75歳以上の回答者は「遺影・仏壇・神棚などに手を合わせる事」「遺族や友人が悲しみを分かち合ったり、故人の思い出を共有したりすること」を他の年代に比べて選択しなかった。

子のない人は「葬儀や法要などの儀式を行うこと」を選択した割合が、子のある人に比べて低かった。

図表 71 人を弔う時に何が大切なことか（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
形式にこだわらず、故人を思い出して死を悼むこと	51.7	48.7	50.0	66.7	56.3	63.3	49.0	43.8	35.3
ご遺骨をお墓などに納め、墓参りをする	26.8	25.6	23.5	43.3	41.7	23.3	20.4	23.4	17.6
葬儀や法要などの儀式を行うこと	26.3	20.5	32.4	26.7	33.3	31.7	22.4	25.0	14.7
遺影・仏壇・神棚などに手を合わせる	20.9	25.6	29.4	20.0	25.0	21.7	16.3	18.8	11.8
遺族や友人が悲しみを分かち合ったり、故人の思い出を共有したりすること	19.0	23.1	32.4	20.0	25.0	20.0	10.2	15.6	8.8
故人の功績や生きた証を記録に遺しておく	5.6	5.1	2.9	0.0	10.4	1.7	4.1	12.5	2.9
その他	2.0	2.6	2.9	6.7	0.0	0.0	4.1	1.6	0.0
わからない	6.1	5.1	5.9	3.3	6.3	1.7	4.1	9.4	14.7

図表 72 人を弔う時に何が大切なことか（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
形式にこだわらず、故人を思い出して死を悼むこと	50.9	56.2	47.2
葬儀や法要などの儀式を行うこと	26.8	20.3	31.5
ご遺骨をお墓などに納め、墓参りをする	26.6	24.2	28.2
遺影・仏壇・神棚などに手を合わせる	21.4	19.0	23.1
遺族や友人が悲しみを分かち合ったり、故人の思い出を共有したりすること	18.7	17.0	19.9
わからない	6.2	5.9	6.5
故人の功績や生きた証を記録に遺しておく	5.7	5.2	6.0
その他	2.2	1.3	2.8

図表 73 人を弔う時に何が大切なことか（子の有無別）

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
形式にこだわらず、故人を思い出して死を悼むこと	52.1	58.6	50.8
ご遺骨をお墓などに納め、墓参りをする	26.8	29.3	26.3
葬儀や法要などの儀式を行うこと	26.5	12.1	29.3
遺影・仏壇・神棚などに手を合わせる	21.1	27.6	19.9
遺族や友人が悲しみを分かち合ったり、故人の思い出を共有したりすること	19.2	22.4	18.5
わからない	5.9	8.6	5.4
故人の功績や生きた証を記録に遺しておく	5.6	5.2	5.7
その他	2.3	1.7	2.4

## ② 自身が亡くなった後、葬儀や法要を誰にしてほしいか（複数回答）

「ご自身が亡くなった後、葬儀や法要をどなたに行(おこな)ってほしいですか。」という問いに対しては、「配偶者・親・子」が最も多く選択された。50歳から54歳、60歳から69歳の回答者は他の年代に比べて「兄弟姉妹や孫（二親等）」も多く選択した。「弔いは不要」という回答も、年代によってばらつきはあるが、2割前後の回答者が選択した。

横須賀市では、美濃加茂市と比べて、「弔いは不要」という回答が多く選択された。

子のない人は46.6%が「弔いは不要」を選択しており、子のある人（14.5%）の3倍にのぼった。子のない人は「おじ・おば、甥・姪、いとこなどの親族（三親等、四親等以上）」も20%と、子のある人（4%）の5倍選択していた。

一人暮らしの人は、32.4%が「弔いは不要」を選択しており、一人暮らし以外の人（17.3%）の倍程度であった。

図表 74 自身が亡くなった後、葬儀や法要を誰にしてほしいか（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
配偶者・親・子	71.8	71.8	58.8	80.0	77.1	73.3	67.3	75.0	67.6
兄弟姉妹や孫(二親等)	27.1	41.0	23.5	33.3	41.7	16.7	26.5	25.0	11.8
弔いは不要	19.6	17.9	32.4	20.0	12.5	16.7	20.4	23.4	14.7
知人や友人	8.9	17.9	8.8	20.0	12.5	8.3	4.1	3.1	2.9
おじ・おば、甥・姪、いとこなどの親族(三親等、四親等)	6.7	15.4	0.0	13.3	6.3	8.3	0.0	4.7	8.8
自治体	2.0	5.1	0.0	0.0	0.0	3.3	2.0	1.6	2.9
地域の人々	1.7	2.6	2.9	3.3	0.0	0.0	4.1	1.6	0.0
その他	0.6	2.6	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 75 自身が亡くなった後、葬儀や法要を誰にしてほしいか（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
配偶者・親・子	71.5	60.8	79.2
兄弟姉妹や孫(二親等)	26.8	24.2	28.7
おじ・おば、甥・姪、いとこなどの親族(三親等、四親等以上)	7.0	7.2	6.9
知人や友人	8.9	12.4	6.5
その他	0.5	1.3	0.0
自治体	1.9	3.3	0.9
弔いは不要	19.8	25.5	15.7
地域の人々	1.6	2.0	1.4

図表 76 自身が亡くなった後、葬儀や法要を誰にしてほしいか（子の有無別）

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
配偶者・親・子	72.1	27.6	80.8
兄弟姉妹や孫(二親等)	27.0	32.8	25.9
弔いは不要	19.7	46.6	14.5
知人や友人	9.0	17.2	7.4
おじ・おば、甥・姪、いとこなどの親族(三親等、四親等以上)	6.8	20.7	4.0
自治体	1.7	5.2	1.0
地域の人々	1.7	1.7	1.7
その他	0.6	1.7	0.3

図表 77 自身が亡くなった後、葬儀や法要を誰にしてほしいか（世帯類型別）

	全体 (n=351)	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)
配偶者・親・子	71.8	50.0	77.0
兄弟姉妹や孫(二親等)	27.4	25.0	27.9
弔いは不要	20.2	32.4	17.3
知人や友人	9.4	10.3	9.2
おじ・おば、甥・姪、いとこなどの親族(三親等、四親等以上)	6.6	4.4	7.1
自治体	2.0	2.9	1.8
地域の人々	1.7	4.4	1.1
その他	0.6	1.5	0.4

### ③ 自身が亡くなった後、納骨や墓参りを誰にしてほしいか（複数回答）

「ご自身が亡くなった後、納骨や墓参りをどなたに行(おこな)ってほしいですか。」という問いに対しては、「配偶者・親・子」が最も多く選択された。50歳から54歳、60歳から69歳の回答者は他の年代に比べて「兄弟姉妹や孫（二親等）」も多く選択した。「弔いは不要」という回答も、年代によってばらつきはあるが、2割前後の回答者が選択した。

子のない人は48.3%が「弔いは不要」を選択しており、子のある人（17.8%）を大きく上回った。子のない人は「おじ・おば、甥・姪、いとこなどの親族（三親等、四親等以上）」も19%と、子のある人（2.7%）の約7倍多く選択していた。

一人暮らしの人は、29.4%が「弔いは不要」を選択していたが、一人暮らし以外の人の21.9%との差は大きくなかった。

図表 78 自身が亡くなった後、納骨や墓参りを誰にしてほしいか（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
配偶者・親・子	69.6	64.1	55.9	80.0	70.8	68.3	73.5	75.0	64.7
兄弟姉妹や孫(二親等)	29.1	43.6	26.5	43.3	33.3	13.3	24.5	34.4	20.6
弔いは不要	22.6	30.8	29.4	23.3	20.8	16.7	22.4	21.9	20.6
知人や友人	7.3	10.3	5.9	20.0	8.3	8.3	6.1	3.1	0.0
おじ・おば、甥・姪、いとこなどの親族(三親等、四親等以上)	5.3	12.8	0.0	13.3	4.2	6.7	0.0	4.7	2.9
その他	2.8	0.0	2.9	3.3	2.1	6.7	2.0	3.1	0.0
自治体	1.1	2.6	2.9	0.0	0.0	1.7	2.0	0.0	0.0

図表 79 自身が亡くなった後、納骨や墓参りを誰にしてほしいか（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
配偶者・親・子	69.1	60.8	75.0
兄弟姉妹や孫(二親等)	29.5	29.4	29.6
弔いは不要	22.8	26.1	20.4
知人や友人	7.0	11.1	4.2
おじ・おば、甥・姪、いとこなどの親族(三親等、四親等以上)	5.7	5.2	6.0
その他	2.7	2.6	2.8
自治体	1.1	2.0	0.5

図表 80 自身が亡くなった後、納骨や墓参りを誰にしてほしいか（子の有無別）

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
配偶者・親・子	69.9	27.6	78.1
兄弟姉妹や孫(二親等)	29.0	32.8	28.3
弔いは不要	22.8	48.3	17.8
知人や友人	7.3	17.2	5.4
おじ・おば、甥・姪、いとこなどの親族(三親等、四親等以上)	5.4	19.0	2.7
自治体	0.8	3.4	0.3
その他	2.8	5.2	2.4

図表 81 自身が亡くなった後、納骨や墓参りを誰にしてほしいか（世帯類型別）

	全体 (n=351)	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)
配偶者・親・子	69.2	51.5	73.5
兄弟姉妹や孫(二親等)	29.6	25.0	30.7
弔いは不要	23.4	29.4	21.9
知人や友人	7.1	7.4	7.1
おじ・おば、甥・姪、いとこなどの親族(三親等、四親等以上)	5.4	4.4	5.7
自治体	1.1	0.0	1.4
その他	2.8	4.4	2.5

#### (4) 自身の将来の備えの状況について

以下の説明文を提示し、自身の備えの状況について尋ねた。

医療・介護や、死後の対応などにおいて、周囲の人の都合や思いではなく、本人の意思がとて重視されるようになってきています。もしもの時に対するあなた自身の備えについてお尋ねします。

##### ① 意思を伝達できない状態で救急搬送された場合の連絡手段の用意（複数回答）

「あなたが意思を伝達できない状態で救急搬送された場合に、病院や救急隊員などが、ご親族やご友人などに連絡できる手段を用意していますか。」という問いに対しては、「スマートフォン・携帯電話などに緊急連絡先を登録している」が最も多く選択された。次いで「お財布・手帳など、普段持ち歩いているものに、連絡先を入れてある」が多く選択された。

85歳以上の回答者は「冷蔵庫やドアなど、家の中に連絡先を提示してある」という回答も11.8%あり、他の年代よりも多かった。

「特に何もしていない」という回答も全体の30.2%であり、75歳以上の回答者でも20%を超えていた。

横須賀市では、美濃加茂市よりも「特に何もしていない」割合が低く、「スマートフォン・携帯電話などに緊急連絡先を登録している」や「お財布・手帳など、普段持ち歩いているものに、連絡先を入れてある」が多く選択された。

子のない人は、「特に何もしていない」が43.1%と、子のある人(27.9%)より多かった。

一人暮らしの人は、52.9%が「スマートフォン・携帯電話などに緊急連絡先を登録している」を選択し、一人暮らし以外の人(38.5%)より多かった。また、一人暮らしの人は、「特に何もしていない」割合が19.1%と低かった。

図表 82 意思を伝達できない状態で救急搬送された場合の連絡手段の用意（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
スマートフォン・携帯電話などに緊急連絡先を登録している	40.8	41.0	44.1	36.7	35.4	35.0	55.1	34.4	50.0
お財布・手帳など、普段持ち歩いているものに、連絡先を入れてある	40.5	20.5	26.5	23.3	41.7	41.7	49.0	54.7	50.0
冷蔵庫やドアなど、家の中に連絡先を提示してある	7.3	5.1	2.9	6.7	8.3	8.3	6.1	7.8	11.8
自治体による見守りキーホルダー・終活情報登録事業などを利用している	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0
その他	3.1	2.6	0.0	6.7	0.0	1.7	4.1	7.8	0.0
特に何もしていない	30.2	46.2	41.2	46.7	31.3	33.3	20.4	21.9	8.8

図表 83 意思を伝達できない状態で救急搬送された場合の連絡手段の用意（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
お財布・手帳など、普段持ち歩いているものに、連絡先を入れてある	40.1	45.1	36.6
スマートフォン・携帯電話などに緊急連絡先を登録している	40.4	46.4	36.1
冷蔵庫やドアなど、家の中に連絡先を提示してある	7.0	5.2	8.3
自治体による見守りキーホルダー・終活情報登録事業などを利用している	0.3	0.7	0.0
その他	3.3	5.2	1.9
特に何もしていない	30.4	21.6	36.6

図表 84 意思を伝達できない状態で救急搬送された場合の連絡手段の用意（子の有無別）

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
お財布・手帳など、普段持ち歩いているものに、連絡先を入れてある	40.6	31.0	42.4
スマートフォン・携帯電話などに緊急連絡先を登録している	40.6	34.5	41.8
冷蔵庫やドアなど、家の中に連絡先を提示してある	7.3	8.6	7.1
自治体による見守りキーホルダー・終活情報登録事業などを利用している	0.3	1.7	0.0
その他	3.1	5.2	2.7
特に何もしていない	30.4	43.1	27.9

図表 85 意思を伝達できない状態で救急搬送された場合の連絡手段の用意（世帯類型別）

	全体 (n=351)	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)
お財布・手帳など、普段持ち歩いているものに、連絡先を入れてある	40.5	35.3	41.7
スマートフォン・携帯電話などに緊急連絡先を登録している	41.3	52.9	38.5
冷蔵庫やドアなど、家の中に連絡先を提示してある	7.4	8.8	7.1
自治体による見守りキーホルダー・終活情報登録事業などを利用している	0.3	1.5	0.0
その他	3.4	5.9	2.8
特に何もしていない	30.2	19.1	32.9

また、特に何もしていない理由を尋ねたところ、「そのようなことについて考えたことがない」が全体の49.1%を占めていた。

子どものない人は32%が「気にはなっているが、どういう手段がよいかわからない」、子のある人は25.3%が「気にはなっているが、備えるきっかけがない」を選択していた。

一人暮らしの人は一人暮らし以外の人と比べて「そのようなことについて考えたことがない」と回答した割合が低かった。

図表 86 特に何もしていない理由（年齢別）

	全体 (n=108)	50~54歳 (n=18)	55~59歳 (n=14)	60~64歳 (n=14)	65~69歳 (n=15)	70~74歳 (n=20)	75~79歳 (n=10)	80~84歳 (n=14)	85歳以上 (n=3)
そのようなことについて考えたことがない	49.1	50.0	64.3	57.1	53.3	50.0	20.0	42.9	33.3
気にはなっているが、どういう手段がよいかわからない	20.4	16.7	28.6	21.4	33.3	5.0	50.0	7.1	0.0
気にはなっているが、備えるきっかけがない	23.1	27.8	7.1	14.3	6.7	30.0	30.0	42.9	33.3
その他	4.6	5.6	0.0	7.1	0.0	15.0	0.0	0.0	0.0

図表 87 特に何もしていない理由（市別）

	全体 (n=112)	横須賀市 (n=33)	美濃加茂市 (n=79)
そのようなことについて考えたことがない	48.2	54.5	45.6
気にはなっているが、どういう手段がよいかわからない	19.6	21.2	19.0
気にはなっているが、備えるきっかけがない	23.2	18.2	25.3
その他	6.3	6.1	6.3
無回答	2.7	0.0	3.8

図表 88 特に何もしていない理由（子の有無別）

	全体 (n=108)	子どもなし (n=25)	子どもあり (n=83)
そのようなことについて考えたことがない	49.1	44.0	50.6
気にはなっているが、どういう手段がよいかわからない	19.4	32.0	15.7
気にはなっているが、備えるきっかけがない	23.1	16.0	25.3
その他	5.6	4.0	6.0
無回答	0.8	1.7	0.7

図表 89 特に何もしていない理由（世帯類型別）

	全体 (n=106)	一人暮らし (n=13)	一人暮らし以外 (n=93)
そのようなことについて考えたことがない	50.0	38.5	51.6
気にはなっているが、どういう手段がよいかわからない	19.8	15.4	20.4
気にはなっているが、備えるきっかけがない	21.7	23.1	21.5
その他	5.7	15.4	4.3
無回答	2.8	7.7	2.2

## ② 緊急連絡先の整理や、エンディングノートや遺言を書くなどの備えを始める年齢

「緊急連絡先の整理や、エンディングノートや遺言を書くなどの備えは、何歳ごろから始めるのが良いと思いますか。」という問いに対しては、「年齢に関わらず、きっかけがあったとき（入院や家族を見送るなど）」が最も多く選択された。次いで「70代」が多く選択された。ただし、60代の回答者は60代を最も多く選択し、70代の回答者は70代を最も多く選択した。

子どものない回答者は、子どものある回答者よりも、60代や70代を選択した割合が高かった。

図表 90 緊急連絡先の整理や、エンディングノートや遺言を書くなどの備えを始める年齢  
(年齢別)

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
50代	6.1	15.4	17.6	10.0	6.3	0.0	2.0	4.7	0.0
60代	14.8	30.8	14.7	33.3	22.9	8.3	8.2	4.7	8.8
70代	19.3	20.5	17.6	13.3	16.7	26.7	32.7	10.9	11.8
80代	4.7	0.0	0.0	0.0	2.1	6.7	6.1	9.4	8.8
年齢に関わらず、きっかけがあったとき(入院や家族を見送るなど)	47.2	33.3	41.2	33.3	47.9	50.0	49.0	53.1	61.8
その他	2.5	0.0	5.9	6.7	0.0	0.0	0.0	6.3	2.9

図表 91 緊急連絡先の整理や、エンディングノートや遺言を書くなどの備えを始める年齢  
(市別)

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
50代	6.0	4.6	6.9
60代	14.4	15.0	13.9
70代	19.5	19.0	19.9
80代	4.6	4.6	4.6
年齢に関わらず、きっかけがあったとき(入院や家族を見送るなど)	46.6	47.7	45.8
その他	2.4	2.6	2.3
無回答	6.5	6.5	6.5

図表 92 緊急連絡先の整理や、エンディングノートや遺言を書くなどの備えを始める年齢  
(子の有無別)

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
50代	6.2	6.9	6.1
60代	14.6	19.0	13.8
70代	19.4	25.9	18.2
80代	4.8	3.4	5.1
年齢に関わらず、きっかけがあったとき(入院や家族を見送るなど)	47.9	41.4	49.2
その他	2.5	0.0	3.0
無回答	4.5	3.4	4.7

### ③ 将来への備えをするにあたり、何を最も重視するか

「将来への備えをするにあたり、何を最も重視されますか。」という問いに対しては、「親族など周囲の人の負担を軽減できること」が最も多く選択された。次いで「手続きが簡単なこと」が多く選択された。

55歳から59歳の回答者は「手続きが簡単なこと」を最も多く選択した。その他にも、重視する点は年齢によって異なっていた。

子のない回答者は、「親族など周囲の人の負担を軽減できること」以外にも分散して選択した。一人暮らしの回答者も同様であり、どちらも「自分の希望に合わせたサービスを紹介してもらえること」を高い割合で選択した。

図表 93 将来への備えをするにあたり、何を最も重視するか (年齢別)

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
親族など周囲の人の負担を軽減できること	37.7	35.9	20.6	43.3	41.7	36.7	42.9	42.2	32.4
手続きが簡単なこと	20.9	12.8	41.2	23.3	20.8	16.7	22.4	12.5	29.4
気軽に相談できること	15.6	23.1	23.5	10.0	12.5	18.3	10.2	17.2	8.8
自分の希望に合わせたサービスを紹介してもらえること	9.8	7.7	8.8	10.0	12.5	6.7	10.2	12.5	8.8
紹介されるサービスの価格が安価であること(例:葬儀、お墓、死後事)	8.7	12.8	5.9	3.3	6.3	13.3	8.2	4.7	14.7
専門家を紹介してもらえること(例:弁護士、司法書士、税理士)	1.4	2.6	0.0	0.0	2.1	1.7	2.0	0.0	2.9
その他	0.6	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0

図表 94 将来への備えをするにあたり、何を最も重視するか（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
親族など周囲の人の負担を軽減できること	37.1	37.3	37.0
手続きが簡単なこと	20.6	22.2	19.4
気軽に相談できること	15.4	16.3	14.8
自分の希望に合わせたサービスを紹介してもらえること	10.0	9.2	10.6
紹介されるサービスの価格が安価であること(例:葬儀、お墓、死後事務)	8.4	9.2	7.9
専門家を紹介してもらえること(例:弁護士、司法書士、税理士)	1.4	1.3	1.4
その他	0.5	0.0	0.9
無回答	6.5	4.6	7.9

図表 95 将来への備えをするにあたり、何を最も重視するか（子の有無別）

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
親族など周囲の人の負担を軽減できること	38.0	29.3	39.7
手続きが簡単なこと	21.1	24.1	20.5
気軽に相談できること	15.5	19.0	14.8
自分の希望に合わせたサービスを紹介してもらえること	9.6	15.5	8.4
紹介されるサービスの価格が安価であること(例:葬儀、お墓、死後事務)	8.7	3.4	9.8
専門家を紹介してもらえること(例:弁護士、司法書士、税理士)	1.4	3.4	1.0
その他	0.6	0.0	0.7
無回答	5.1	5.2	5.1

図表 96 将来への備えをするにあたり、何を最も重視するか（世帯類型別）

	全体 (n=351)	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)
親族など周囲の人の負担を軽減できること	37.3	32.4	38.5
手続きが簡単なこと	21.1	22.1	20.8
気軽に相談できること	15.4	14.7	15.5
自分の希望に合わせたサービスを紹介してもらえること	10.5	16.2	9.2
紹介されるサービスの価格が安価であること(例:葬儀、お墓、死後事務)	8.5	5.9	9.2
専門家を紹介してもらえること(例:弁護士、司法書士、税理士)	1.4	1.5	1.4
その他	0.6	0.0	0.7
無回答	5.1	7.4	4.6

#### ④ 将来に備える場合に自治体に何を期待するか

「将来に備える場合に自治体に何を期待しますか。」という問いに対しては、「地域で利用できるサービスを紹介してほしい」が最も多く選択された。次いで「自分が何に備えたらいいか整理して教えてほしい」が多く選択された。55歳から59歳の回答者は「自分が何に備えたらいいか整理して教えてほしい」を最も多く選択した。85歳以上の回答者は、「信頼できる事業者を紹介してほしい（例：葬儀、お墓、死後事務）」を他の年代に比べて多く選択した。

横須賀市では、美濃加茂市に比べて、「自分が何に備えたらいいか整理して教えてほしい」が多く選択された。

子のない回答者は、「地域で利用できるサービスを紹介してほしい」以外にも分散して選択した。

図表 97 将来に備える場合に自治体に何を期待するか（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
地域で利用できるサービスを紹介してほしい	42.5	35.9	52.9	53.3	50.0	46.7	32.7	42.2	26.5
自分が何に備えたらいいか整理して教えてほしい	28.8	41.0	44.1	20.0	20.8	31.7	28.6	20.3	29.4
信頼できる事業者を紹介してほしい(例:葬儀、お墓、死後事務)	19.6	25.6	29.4	23.3	10.4	21.7	14.3	14.1	26.5
頼んでいた相手とトラブルがあった時に相談に乗ってほしい	7.8	7.7	8.8	16.7	6.3	6.7	4.1	9.4	5.9
備えたことが実行されるように監視してほしい	5.9	10.3	5.9	3.3	6.3	6.7	8.2	4.7	0.0
自治体には特に立ち入ってほしくない	2.5	7.7	0.0	3.3	0.0	1.7	0.0	3.1	5.9
その他	0.3	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 98 将来に備える場合に自治体に何を期待するか（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
地域で利用できるサービスを紹介してほしい	41.2	35.9	44.9
自分が何に備えたらいいか整理して教えてほしい	27.9	32.7	24.5
信頼できる事業者を紹介してほしい(例:葬儀、お墓、死後事務)	19.0	19.6	18.5
頼んでいた相手とトラブルがあった時に相談に乗ってほしい	7.6	5.9	8.8
備えたことが実行されるように監視してほしい	6.0	5.9	6.0
自治体には特に立ち入ってほしくない	2.4	2.6	2.3
その他	0.3	0.7	0.0

図表 99 将来に備える場合に自治体に何を期待するか（子の有無別）

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
地域で利用できるサービスを紹介してほしい	42.5	37.9	43.4
自分が何に備えたらいいか整理して教えてほしい	28.5	36.2	26.9
信頼できる事業者を紹介してほしい(例:葬儀、お墓、死後事務)	19.4	22.4	18.9
頼んでいた相手とトラブルがあった時に相談に乗ってほしい	7.6	13.8	6.4
備えたことが実行されるように監視してほしい	5.9	10.3	5.1
自治体には特に立ち入ってほしくない	2.5	1.7	2.7
その他	0.3	1.7	0.0

⑤ 自身の葬儀の方法や場所などとして決まっている場所があるか

「ご葬儀の方法や場所などとして決まっている場所がありますか。」という問いに対しては、「いずれもない」が最も多く選択された。回答者の年齢が高いほどその割合は低くなる傾向にあり、60歳以上では「葬儀を行う際に依頼できるお寺・教会などがある」という人が4割を占めた。

横須賀市では、美濃加茂市に比べて、「いずれもない」が50.3%と多く選択された。

子のない回答者は、53.4%が「いずれもない」を選択し、子のある人の39.7%より多かった。

図表 100 自身の葬儀の方法や場所などとして決まっている場所があるか（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
葬儀を行う際に依頼できるお寺・教会などがある	38.8	17.9	23.5	40.0	45.8	48.3	40.8	42.2	41.2
付き合いのある葬儀社がある	15.1	12.8	20.6	10.0	16.7	15.0	14.3	17.2	11.8
いずれもない	41.6	69.2	52.9	43.3	37.5	30.0	40.8	34.4	38.2

図表 101 自身の葬儀の方法や場所などとして決まっている場所があるか（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
葬儀を行う際に依頼できるお寺・教会などがある	37.7	28.1	44.4
付き合いのある葬儀社がある	14.6	12.4	16.2
いずれもない	40.9	50.3	34.3
無回答	6.8	9.2	5.1

図表 102 自身の葬儀の方法や場所などとして決まっている場所があるか（子の有無別）

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
葬儀を行う際に依頼できるお寺・教会などがある	38.6	25.9	41.1
付き合いのある葬儀社がある	15.2	19.0	14.5
いずれもない	42.0	53.4	39.7
無回答	4.2	1.7	4.7

### ⑥ 自身の入る墓は決まっているか

「ご自身が入るお墓は決まっていますか。」という問いに対しては、「先祖代々のお墓に入る予定」が最も多く選択された。ただし 50 歳から 54 歳の回答者は「決まっていない」を最も多く選択した。また、70 代までの回答者では「散骨などお墓ではない方法をとる予定（契約はまだ）」という回答も一定程度みられた。85 歳以上の回答者は「自身または配偶者のために用意したお墓に入る予定（契約済み）」「自身または配偶者のために用意したお墓に入る予定（契約はまだ）」も多く選択された。

美濃加茂市では、横須賀市に比べて、「先祖代々のお墓に入る予定」が多く選択された。横須賀市では、「自身または配偶者のために用意したお墓に入る予定（契約済み）」や「散骨などお墓ではない方法をとる予定（契約はまだ）」という選択も多かった。

子のない回答者で「先祖代々のお墓に入る予定」を選択したのは 29.3%であり、子のある人の 43.4%よりかなり少なかった。

一人暮らしの回答者で「先祖代々のお墓に入る予定」を選択したのは 30.9%であり、一人暮らし以外の人の 42.4%よりかなり少なかった。

図表 103 自身の入る墓は決まっているか（年齢別）

	全体 (n=358)	50~54歳 (n=39)	55~59歳 (n=34)	60~64歳 (n=30)	65~69歳 (n=48)	70~74歳 (n=60)	75~79歳 (n=49)	80~84歳 (n=64)	85歳以上 (n=34)
先祖代々のお墓に入る予定	40.8	25.6	38.2	33.3	52.1	46.7	46.9	37.5	38.2
決まっていない	23.5	46.2	29.4	23.3	16.7	16.7	20.4	21.9	20.6
自身または配偶者のために用意したお墓に入る予定(契約済み)	13.4	7.7	8.8	13.3	14.6	13.3	10.2	15.6	23.5
散骨などお墓ではない方法をとる予定(契約はまだ)	11.5	17.9	14.7	16.7	14.6	10.0	14.3	4.7	2.9
自身または配偶者のために用意したお墓に入る予定(契約はまだ)	4.7	0.0	0.0	10.0	2.1	5.0	2.0	7.8	11.8
その他	2.0	0.0	2.9	0.0	0.0	5.0	0.0	4.7	0.0
散骨などお墓ではない方法をとる予定(契約済み)	1.1	2.6	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0

図表 104 自身の入る墓は決まっているか（市別）

	全体 (n=369)	横須賀市 (n=153)	美濃加茂市 (n=216)
先祖代々のお墓に入る予定	39.6	28.1	47.7
決まっていない	22.8	24.2	21.8
自身または配偶者のために用意したお墓に入る予定(契約済み)	13.0	18.3	9.3
散骨などお墓ではない方法をとる予定(契約はまだ)	11.7	15.0	9.3
自身または配偶者のために用意したお墓に入る予定(契約はまだ)	4.6	5.9	3.7
その他	1.9	2.0	1.9
散骨などお墓ではない方法をとる予定(契約済み)	1.1	0.7	1.4
無回答	5.4	5.9	5.1

図表 105 自身の入る墓は決まっているか（子の有無別）

	全体 (n=355)	子どもなし (n=58)	子どもあり (n=297)
先祖代々のお墓に入る予定	41.1	29.3	43.4
決まっていない	23.4	31.0	21.9
自身または配偶者のために用意したお墓に入る予定(契約済み)	13.2	12.1	13.5
散骨などお墓ではない方法をとる予定(契約はまだ)	11.8	15.5	11.1
自身または配偶者のために用意したお墓に入る予定(契約はまだ)	4.5	1.7	5.1
散骨などお墓ではない方法をとる予定(契約済み)	1.1	1.7	1.0
その他	2.0	5.2	1.3
無回答	2.8	3.4	2.7

図表 106 自身の入る墓は決まっているか（世帯類型別）

	全体 (n=351)	一人暮らし (n=68)	一人暮らし以外 (n=283)
先祖代々のお墓に入る予定	40.2	30.9	42.4
決まっていない	23.6	27.9	22.6
自身または配偶者のために用意したお墓に入る予定(契約済み)	12.8	14.7	12.4
散骨などお墓ではない方法をとる予定(契約はまだ)	12.0	13.2	11.7
自身または配偶者のために用意したお墓に入る予定(契約はまだ)	4.6	2.9	4.9
散骨などお墓ではない方法をとる予定(契約済み)	0.9	0.0	1.1
その他	2.0	2.9	1.8
無回答	4.0	7.4	3.2

## V. 今後の課題と対応の方向性

### 1. 調査結果のまとめ

#### (1) 引き取り手のないご遺体の発生まで

自治体ヒアリング調査からは、医療機関に身寄りのない方が入院し、亡くなることが予見される場合、医療機関から自治体に相談が寄せられ、亡くなる前から解決に動くことがあることがわかった。

たとえば、地域包括支援センターが親族を把握していたり、自治体が前もって親族調査をすることで、引き取り手を確保できるとの意見も聞かれた。身元が不明な場合は、所持品等から警察が身元を調べることもあるとのことだった。

#### (2) 引き取り手のないご遺体の火葬まで

自治体概況調査では、引き取り手がないと判断する基準が不明確であり、どの時点で何を根拠に自治体による火葬とすると判断してよいか迷う一方、現実的には火葬までの時間は限られていることについて、親族とのトラブルを恐れているという回答が多く見られた。同じく自治体概況調査において、引き取り手のないご遺体・ご遺骨に関するマニュアルを有していたのは全体の12.9%であり、火葬前の親族調査の範囲や親族等への連絡方法、火葬までの遺体の保管方法、庁内外の役割分担、火葬までの期間といった、火葬前の業務内容が含まれていたのは半数以下であった。

これからの吊いについての住民調査では、火葬のタイミングについては、「親族に連絡を試みるが、連絡が取れなくても一定期間が過ぎたら火葬する」という回答や、葬儀・火葬に関する親族の意向の確認の必要性については、「親族に連絡を取る努力は必要だが、葬儀・火葬をどのように行いたいかの意向が確認できなくても致し方ない」という回答が最も多かった。また、火葬する前に連絡をすべき親族範囲については「配偶者・親・子まで（一親等）」が最も多かった。

#### (3) 引き取り手のないご遺体の火葬後

自治体概況調査では、火葬前のご遺体の保管期限と同様に、ご遺骨や遺留金品の保管に期限がなく、保管スペースの制約があることに悩んでいることが伺えた。火葬前と同様、その引き取り手となる親族調査についても、その範囲や期限が定まらないことによって負担が大きいことが伺えた。

これからの吊いについての住民調査では、吊いをする人がなく、亡くなったご本人のご意向が不明な場合、ご遺骨を「一定期間、個別に保管したあとに、合祀する」べきとした回答が最も多かった。個別に保管する適切な期間については、1年程度という回答が多くを占めた。

## 2. 今後の対策

### (1) 関係機関の事前の連携

医療機関ヒアリングでは、多数の自治体と連携を取る立場にある医療機関が、あらかじめ引き取り手のない方が亡くなった際の自治体の連絡先や対応を申し合わせておくことにより、担当窓口の探索にかかる負担や夜間休日の負担を軽減している事例があった。自治体だけでなく、関係する機関がお互いの対応を整理し、共有しておくことによって、負担が軽減できる可能性がある。また、亡くなる前に親族調査を行う等の対応ができれば、引き取り手のないご遺体の発生自体を減らせる可能性がある。

火葬後のご本人の預金口座からの引き出し手続きについては、金融機関によって対応が異なるという指摘が多くある一方で、あらかじめ自治体と金融機関の間で書式を定めて事務を行っているとの回答もあった。厚生労働省・法務省『身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引』が、自治体や金融機関に普及することにより、事務がより円滑になると考えられる。

### (2) マニュアルの整備

親族がいるがご遺体を引き取らない、あるいは引き取るかどうかわからない場合に、何をもって引き取り手がないと判断するかという基準や、親族調査の範囲などが定まっていれば、自治体が判断する余地が少なく迷いがない。地域の実情は踏まえるとしても、特に費用求償に対応する都道府県において、各自治体が迷うポイントに対するマニュアルの整備は有用と考えられる。

また、マニュアルの整備にあたっては、その根拠として住民に対する調査を行うことも一案である。

## 3. 調査全体の総括並びに今後の課題

### (1) 自治体の課題について

令和6年度調査に引き続き、引き取り手のないご遺体の火葬やその後のご遺骨・遺留金品の扱いについて自治体が苦慮している様子が伺えた。

今後の死亡数の増加や、単身世帯の増加を鑑みると、大規模自治体では件数の増加による業務負担や管理負担が増すことが懸念される。小規模自治体ではこれまで経験のない業務を行うことによる負担が増加したり、人員が不足することが懸念される。これまでの経験件数や今後の発生件数の見通しによって、各自治体が備えられるような指針が必要と考えられる。自治体内部の業務分担の見直しやマニュアルの整備や学習だけでなく、警察や医療機関などとの業務分担に関するコミュニケーションも重要である。

墓地埋葬法第9条の「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。」という規定により、救急医療機関等が存在する自治体に負担が偏ることについては従前より指摘されている。

## (2) 社会的な課題について

現在、死後事務支援を含んだ新たな第二種社会福祉事業が提案されているが、死後に引き取り手のないことが予見される人は今後増加する見込みである。第二種社会福祉事業に留まらず、生前に死後事務委任契約を結んだり、自治体等が行う終活情報登録伝達事業<sup>7</sup>を積極的に利用するなど、リスクのある人が事前に備えておくことの普及啓発が重要である。

「これからの弔いについての住民調査」では備えの状況についてもたずねたが、例えば自身が緊急搬送された際の連絡先について、第三者がわかる形で持ち歩くなどの工夫をしていない人が全体の3割に上っていたほか、子のない人は、気になっていてもどのような手段で備えたらいいかわからないと回答した人が多かった。また、備えを始める年齢についても、「年齢に関わらず、きっかけがあったとき（入院や家族を見送るなど）」という選択が最も多く、実際に緊急搬送や死亡という「きっかけ」が起きたときは自ら対応ができないことが多いという現実との乖離がみられる。いつ何にどのように備えたらよいかという具体的なプロセスや、特に親族のない人が利用できる手段の提供が求められる。

図表 107 第二種社会福祉事業における新たな事業について

対象者：判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等とし、地域で自立した生活を続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者
内容：「日常生活支援」に加えて、「入院・入所等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施
○ 日常生活支援：地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業 <事業内容の例>
・ 定期連絡等の定期的な見守り
・ 一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
・ 福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
・ 通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり
○ 入院・入所等の手続支援：頼れる身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とする事業 <事業内容の例>
・ 契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
・ 緊急連絡先の提供
・ 入院費用の支払代行
○ 死後事務の支援：利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前

<sup>7</sup> 「自治体による終活情報登録事業の活用に向けて」岡元真希子、JRI レビューVol.6,No.124 2025年4月

に準備しておくことを目的とする事業

<事業内容の例>

- ・ 葬儀（火葬）・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
- ・ 資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
- ・ 公共料金の収受機関等への連絡
- 上記のほか、実施主体において、必要と考える支援の実施を妨げるものではない
- 実施主体において利用者本人の意思決定支援も適切に確保することが重要

(資料)社会保障審議会福祉部会 報告書（令和7年12月18日）をもとに作成

自治体は引き取り手のないご遺体の火葬等に関し、業務自体の負担もさることながら、親族が現れた際の訴訟等のトラブルのリスクを強く感じていることがわかっている。令和6年度の調査でも記述したことであるが、親族が主体とならない場合の適切な弔い方については、社会的な議論が必要である。今回の「これからの弔いについての住民調査」でも試みたが、人を弔う際にどのようなことが大切か、といった調査等を地域で行うなどして、親族が主体とならなかった際の弔い方が適切であったことの一つの根拠とすることも一案である。

人が亡くなった後の火葬やご遺骨の取り扱いについては、これまでは親族が行うことであり、法律上も明確に定まっていなかったことが多くある領域だということは令和6年度調査でも有識者によって指摘されていた。近年、ライフスタイルの多様化に伴い、身寄りのない高齢者の生活上の課題が顕在化しているため、終活関係の相談窓口を設置する自治体も増加している。今後、国や自治体においては、さらにこの課題について国民が考える機会や、利用できる手段の提供を行うことが望ましいと考えられる。

## 巻末資料：引取り手のない遺体・遺骨に関する事務マニュアル等に関する調査

(見本)

※実際の調査はインターネット上の調査票にて実施した。

本調査は、生活保護法を所管する部署と、墓地、埋葬等に関する法律(以下、「墓地埋葬法」または「墓埋法」)を所管する部署の両方にお送りしております。なお、行旅病人及行旅死亡人取扱法(以下、「行旅死亡人法」または「行旅法」)を所管する部署、またはこれらの業務を担っている部署が他に  
ある場合はお手数ですが転送をお願いします。

Q1 貴部署の分掌事務として当てはまるものを選んでください。

(1-1) 墓地埋葬法第9条に関する事務(※)  1. 分掌事務である  2. 分掌事務ではない

(1-2) 行旅死亡人法に関する事務  1. 分掌事務である  2. 分掌事務ではない

(1-3) 生活保護法に関する事務  1. 分掌事務である  2. 分掌事務ではない

※ 墓地埋葬法の所管ではあるが、墓地の経営許可に関する事務等の所管であり、引取り手のない遺体を墓地埋葬法第9条に基づき埋火葬することは所管外である場合には墓地埋葬法第9条に基づく事務を所管している部署に転送していただき、当該部署からの回答をお願いします。

Q1-2 法を基準にした仕分けに属さない所管課、諸制度にまたがる中で一部対応している所管課などがある場合は下記にご記入ください。

Q2 貴部署では、。最も近いものをひとつだけ選んでください。

1. 自治体のマニュアル・内規がある
2. 自治体のマニュアル等はないが、都道府県や他自治体のマニュアル、国の手引等を参照している
3. マニュアル等はないが、担当者の引継ぎ資料レベルのものはある
4. 特にない

Q2-2 「都道府県や他自治体のマニュアル等を参照している」している場合は、その名称などを簡単にご記入ください。また、「引取り手のない」ケースに限らず、遺体・遺骨、遺品・遺留金に関する事務について参照されているマニュアル等があればご記入ください。

Q3 「1. 自治体のマニュアル・内規がある」と回答された自治体にお尋ねします。  
マニュアルを作成した時期はいつですか。改訂している場合は、最初に作成した時期をお答えください。

(西暦)  年  月

Q4 「1. 自治体のマニュアル・内規がある」と回答された自治体にお尋ねします。  
マニュアルに含まれている内容について当てはまるものをすべてお答えください。

1. 親族調査の範囲
2. 親族等への連絡方法
3. 親族等への連絡様式
4. 火葬までの期間
5. 火葬までの遺体の保管方法
6. 火葬後の遺骨の取扱い方法
7. 預貯金を葬祭費用に充当するための手続き
8. 遺留金の取扱い
9. 遺留品の取扱い
10. 庁内外の役割分担
11. その他
12. いずれも記載はない

Q4-2 「その他」を選択された場合は、具体的な内容をご記入ください。

Q5 マニュアルに「1. 親族調査の範囲」に関する記載があると回答された方にお伺いします。  
その範囲について簡単にご記入ください。

Q6 マニュアルに「2.親族等への連絡方法」「3.親族等への連絡様式」に関する記載があると回答された方にお伺いします。自治体からの連絡に対する親族からの回答をどのように設定されていますか。簡単にご記入ください。

(例)「○日以内に返信がなければ同意したとみなす」「電話番号がわかる場合は、連絡が取れるまで、あるいは○回以上電話」「少なくとも 1 人の親族と連絡が取れるまで、範囲を拡大して連絡」

Q7 親族の探索・連絡(返事がないことを以て同意とみなす場合も含む)に、おおむねどれくらいの時間をかけることが多いですか。

1. 当部署の分掌事務ではない
2. 数日
3. 1週間程度
4. 2～3週間程度
5. 1ヵ月程度
6. 2ヵ月程度
7. 3ヵ月以上
8. 把握していない

Q8 厚生労働省では、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」を、令和7年7月と、令和7年10月に改訂しましたが、この手引きを、ご覧になりましたか。〔択一〕  
※手引きについてはこちらをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html#h2\\_free11](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html#h2_free11)

1. 令和7年版(令和7年7月版または10月版)を参照している・参照したことがある
2. 令和7年改定前の手引きを参照している・参照したことがある
3. 手引きがあるのは知っているが参照はしていない
4. 手引きがあることを知らなかった

Q9 「身寄りのない遺留金の取扱いの手引き」には、令和7年7月改訂版以降、P9に故人の遺留金の葬祭費用への充当を目的として、預貯金を金融機関から引き出す際の様式案(関係法令の規定に基づく火葬等に係る費用に充当するための預貯金の払戻請求について(依頼))を追加しています。貴自治体においてこの様式を使用されたことはありますか。

1. 10回以上使用したことがある
2. 5～9回程度使用したことがある
3. 1～4回程度使用したことがある
4. 使用したことはない

Q9-2 上記で「4. 使用したことはない」とお答えいただいた自治体にお尋ねします。使用したことがない理由を教えてください。

Q10 貴自治体では、身寄りのない方の終末期や死後の対応に備えた、終活支援のための事業を行っておられますか。もしありましたら、事業名や開始時期などを教えてください。

Q11 引取り手のない遺体・遺骨について困っていることや迷うこと、都道府県や国に期待することなどがあれば自由にお聞かせください。

Q12 都道府県名

Q13 自治体名

Q14 自治体番号(6桁)

--	--	--	--	--	--

Q15 部署名

Q16 電話番号

Q17 メールアドレス

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

巻末資料：「これからの弔(とむら)い」についてのアンケート（見本）

※実際の調査はより大きなフォント、余裕をもった紙面で実施した。

あてはまるものに○をつけてください。筆記用具の指定は特にありません。ご記入が終わったアンケート用紙は、同封の返送用封筒に入れ、11月28日(金)までにポストに投函してください。(切手は不要です)

### 親族が火葬できない方の弔いについて

#### (1) 火葬までについて

最近では、亡くなった時に、火葬や葬儀の手続きをする親族がいなかったり、親族との連絡が付きにくい方が増えています。そのような場合は自治体が火葬を行います。親族となかなか連絡が取れず、火葬までに長い時間がかかってしまってトラブルになった事例や、逆に、速やかに火葬した後で親族との連絡が付き、トラブルになった事例もあります。

亡くなった方の火葬とご親族への連絡についてお考えをお聞かせください。

問1 誰も弔いをする人がなく、亡くなったご本人のご意向が不明な場合は、どのようなタイミングで火葬を行うべきだと思いますか。

最も近いものを一つだけ選んでください。

1. できるだけ早く(できるだけご遺体の状態がよいまま)火葬する
2. 親族と連絡をとれたタイミングで、火葬する
3. 親族に連絡を試みるが、連絡が取れなくても一定期間が過ぎたら火葬する
4. 親族にこだわらず、知人・友人を探して連絡をとってから火葬する
5. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

問2 火葬する前に、親族が葬儀・火葬をどのように行いたいのかについて意向の確認をする必要があると思いますか。最も近いものを一つだけ選んでください。

1. できるだけ多くの親族の意向を確認する必要がある
2. 1人以上の親族の意向を確認する必要がある
3. 親族に連絡を取る努力は必要だが、意向が確認できなくても致し方ない
4. 親族の意向確認は不要である
5. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

問3 火葬する前に連絡をすべき親族の範囲はどのくらいだと思いますか。最も近いものを一つだけ選んでください。

1. 親族に連絡を取る必要はない
2. 配偶者
3. 配偶者・親・子まで(一親等)
4. 上記に加えて、兄弟姉妹や孫まで(二親等)
5. 上記に加えて、おじ・おば、甥・姪まで(三親等)
6. 誰かしら親族と連絡が取れば、血縁の近さは重要ではない
7. 自治体の裁量で決めればよい
8. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

問 4 火葬をする人がいない場合、火葬の費用の負担はどのようにすべきだと思いますか。

最も近いものを一つだけ選んでください。

1. 亡くなった本人の財産から負担すべき
2. 自治体など公的な主体が負担すべき
3. 地域で分担すべき
4. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

## (2) 火葬後から納骨まで

自治体が火葬を行った場合、火葬後のご遺骨の保管の期間や方法については、明確な定めがありません。引き取り手のないご遺体を火葬した後で、ご遺骨をどのように保管すべきとお考えですか。

問 5 弔いをする人がなく、亡くなったご本人のご意向が不明な場合は、ご遺骨をどのように扱うべだと思えますか。最も近いものを一つだけ選んでください。

1. 遺族や縁故者に引き取りたいと言われたときに渡せるように個別に保管する…問6へ進む
2. 一定期間、個別に保管したあとに、合祀(複数の人の遺骨を1つの墓にまとめる)する…問6へ進む
3. 火葬後速やかに合祀する…問7へ進む
4. 遺骨を保管する必要はない(火葬場にて処分する)…問7へ進む
5. 自治体の裁量で決めればよい…問7へ進む
6. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)…問7へ進む

問 6 問5で「1.個別に保管」「2.一定期間個別保管」を選ばれた方にお尋ねします。どれくらいの期間、個別に保管すべきだとお考えですか。

最も近いものを一つだけ選んでください。

1. 期限を設けずに保管する
2. 5年程度
3. 3年程度
4. 1年程度
5. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

## 今後の弔いのあり方について

高齢化が進み、親族が少なくなり、出身地と異なる場所に住むことが珍しくなくなった現代では、親族が弔いできないことも特別ではなくなると考えられます。

そのような場合に誰がどのように弔うべきかについてお聞かせください。

問 7 一般的に、人を弔う時に、何が大切なことだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 葬儀や法要などの儀式を行うこと
2. ご遺骨をお墓などに納め、墓参りをする事
3. 遺影・仏壇・神棚などに手を合わせる事
4. 故人の功績や生きた証を記録に遺しておく事
5. 遺族や友人が悲しみを分かち合ったり、故人の思い出を共有したりすること
6. 形式にこだわらず、故人を思い出して死を悼むこと
7. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
8. わからない

問 8 ご自身が亡くなった後、葬儀や法要についてどなたに行ってほしいですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 配偶者・親・子
2. 兄弟姉妹や孫(二親等)
3. おじ・おば、甥・姪、いとこなどの親族(三親等、四親等以上)
4. 知人や友人
5. 地域の人々
6. 自治体
7. 弔いは不要
8. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

問 9 ご自身が亡くなった後、納骨や墓参りについてどなたに行ってほしいですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 配偶者・親・子
2. 兄弟姉妹や孫(二親等)
3. おじ・おば、甥・姪、いとこなどの親族(三親等、四親等以上)
4. 知人や友人
5. 地域の人々
6. 自治体
7. 弔いは不要
8. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

#### あなた自身の将来の備えの状況について

医療・介護や、死後の対応などにおいて、周囲の人の都合や思いではなく、本人の意思がとて重視されるようになってきています。もしもの時に対するあなた自身の備えについてお尋ねします。

問 10 あなたが意思を伝達できない状態で救急搬送された場合に、病院や救急隊員などが、ご親族やご友人などに連絡できる手段を用意していますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. お財布・手帳など、普段持ち歩いているものに、連絡先を入れてある
2. スマートフォン・携帯電話などに緊急連絡先を登録している
3. 冷蔵庫やドアなど、家の中に連絡先を提示してある
4. 自治体による見守りキーホルダー・終活情報登録事業などを利用している
5. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
6. 特に何もしていない

1~5を選んだ方は問12に進んでください。

問 11 「6. 特に何もしていない」とお答えになった方にお尋ねします。それはなぜですか。最も近いものを一つだけ選んでください。

1. そのようなことについて考えたことがない
2. 気にはなっているが、どういう手段がよいかわからない
3. 気にはなっているが、備えるきっかけがない
4. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

問 12 緊急連絡先の整理や、エンディングノートや遺言を書くなどの備えは、何歳ごろから始めるのが良いと思いますか。最も近いものを一つだけ選んでください。

1. 50代
2. 60代
3. 70代
4. 80代
5. 年齢に関わらず、きっかけがあったとき(入院や家族を見送るなど)
6. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

問 13 将来への備えをするにあたり、何を最も重視されますか。最も近いものを一つだけ選んでください。

1. 気軽に相談できること
2. 手続きが簡単なこと
3. 自分の希望に合わせたサービスを紹介してもらえること
4. 紹介されるサービスの価格が安価であること(例:葬儀、お墓、死後事務)
5. 専門家を紹介してもらえること(例:弁護士、司法書士、税理士)
6. 親族など周囲の人の負担を軽減できること
7. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

問 14 将来に備える場合に自治体に何を期待しますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 自分が何に備えたらいいか整理して教えてほしい
2. 地域で利用できるサービスを紹介してほしい
3. 信頼できる事業者を紹介してほしい(例:葬儀、お墓、死後事務)
4. 備えたことが実行されるように監視してほしい
5. 頼んでいた相手とトラブルがあった時に相談に乗ってほしい
6. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
7. 自治体には特に立ち入ってほしくない

問 15 ご葬儀の方法や場所などとして決まっている場所がありますか。最も近いものを一つだけ選んでください。

1. 葬儀を行う際に依頼できるお寺・教会などがある
2. 付き合いのある葬儀社がある
3. いずれもない

問 16 ご自身が入るお墓は決まっていますか。

1. 先祖代々のお墓に入る予定
2. 自身または配偶者のために用意したお墓に入る予定
3. 決まっていない

**あなたご自身について**

問 17 年齢をお教えてください。(〇はひとつ)

1. 50～54 歳
2. 55～59 歳
3. 60～64 歳
4. 65～69 歳
5. 70～74 歳
6. 75～79 歳
7. 80～84 歳
8. 85 歳以上

問 18 性別をお教えてください。(〇はひとつ)

1. 男性
2. 女性
3. 答えたくない

問 19 あなたの現在の婚姻状況をご回答ください。(〇はひとつ)

入籍していなくても事実上夫婦として生活されていれば2とご回答ください。

1. 未婚
2. 配偶者あり
3. 死別
4. 離別

問 20 お子さんはいらっしゃいますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 息子
2. 娘
3. 子はいない

問 21 ご出身はどちらですか。(〇はひとつ)

1. 本市
2. 本市の近隣
3. 首都圏・名古屋都市圏
4. その他の地方
5. 外国
6. 不明(引っ越しが多いなど)

問 22 家族構成をお教えてください。(〇はひとつ)

1. 1人暮らし
2. 夫婦2人暮らし(配偶者 65 歳以上)
3. 夫婦2人暮らし(配偶者 64 歳以下)
4. 息子・娘との同居
5. その他

問 23 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。(〇はひとつ)

1. 大変苦しい
2. やや苦しい
3. ふつう
4. ややゆとりがある
5. 大変ゆとりがある

問 24 普段のご自身の健康状態をどのように感じていますか。(○はひとつ)

1. とても健康である
2. まあまあ健康である
3. あまり健康でない
4. 健康でない

問 25 あなたは普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。(○はひとつ)

1. 介護・介助は必要ない
2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
3. 現在、何らかの介護を受けている(介護認定を受けていない場合も含む)

問 26 1年以内に健康状態に変化がありましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 救急搬送された(※搬送後即日帰宅した場合も含む)
2. 手術をした(日帰り手術も含む)
3. 入院を伴う病気・ケガをした(※検査入院は含まない)
4. ケガや新たな病気で通院した
5. 以前からの持病が悪化した
6. いずれもなし

問 27 1年以内にご家族など身近な人の健康状態に変化がありましたか。

あてはまるものをすべて選んでください。

1. 救急搬送された(※搬送後即日帰宅した場合も含む)
2. 手術をした(日帰り手術も含む)
3. 入院を伴う病気・ケガをした(※検査入院は含みません)
4. ケガや新たな病気で通院した
5. 以前からの持病が悪化した
6. 家族・身近な人に健康状態の変化はなかった
7. 家族や身近な人はいない

問 28 あなたは普段、週に何回ぐらい外出していますか。(○はひとつ)

1. ほとんど外出しない
2. 週1回
3. 週2~4回
4. 週5回以上

問 29 この1年のあなたの人づきあいについてご回答ください。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 挨拶をする程度の人がいる
2. 立ち話をする程度の人がいる
3. お茶や食事をする間柄の人がいる
4. 相談したりされたりする人がある
5. 家事や用事を手伝ってもらったり手伝ったりする人がある
6. 互いに訪問し合う人がある
7. 趣味・スポーツや地域活動などを一緒にする人がある
8. 手紙やメール、LINEなどをやりとりする人がある
9. 年賀状やSNSで近況を報告したり近況を知ったりする人がある
10. いずれもなし

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございます。

※ 本調査研究事業は、令和7年度社会福祉推進事業として実施したものです。

令和7年度社会福祉推進事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律  
及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の  
遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業

報 告 書

株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング  
100860-sololab@ml.jri.co.jp